

令和7年

建設委員会会議録

とき 令和7年4月15日

品川区議会

令和7年 品川区議会建設委員会

日 時 令和7年4月15日(火) 午後1時00分～午後4時27分

場 所 品川区議会 議会棟6階 第1委員会室

出席委員 委員長 塚本よしひろ 副委員長 えのした正人
委員 澤田えみこ 委員 つる伸一郎
委員 のだて稔史 委員 中塚亮
委員 横山由香理

欠席委員 委員 木村健悟

出席説明員 鈴木都市環境部長 鴫田都市整備推進担当部長
(広町事業担当部長兼務)
高梨都市計画課長 川原住宅課長
小川木密整備推進課長 中道都市開発課長
大石まちづくり立体化担当課長 森建築課長
中西環境課長 篠田参事
(品川区清掃事務所長事務取扱)
(資源循環推進担当課長事務取扱)
溝口防災まちづくり部長 七嶋災害対策担当部長
(危機管理担当部長兼務)
櫻木地域交通政策課長 山下交通安全担当課長
川崎土木管理課長 森道路課長
(用地担当課長兼務)
大友公園課長 関根河川下水道課長
羽鳥防災課長 遠藤防災体制整備担当課長
星災害対策担当課長

○午後1時00分開会

○塚本委員長

ただいまより、建設委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付の審査・調査予定表のとおり、幹部職員の異動について、請願・陳情審査、報告事項およびその他を予定しております。

なお、本日、木村委員は、ご欠席されるとご連絡がありましたので、ご案内いたします。

本日は3名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

1 幹部職員の異動について

○塚本委員長

それでは、予定表1、幹部職員の異動についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご紹介願います。

初めに、都市環境部長からお願いいたします。

○鈴木都市環境部長

私からは、都市環境部幹部職員の4月1日付人事異動を受け、異動のあった幹部職員について紹介させていただきます。

都市整備推進担当部長の鴫田でございますが、広町事業担当部長が兼務となっております。

○鴫田都市整備推進担当部長

改めまして、よろしく願います。

○鈴木都市環境部長

都市環境部は以上でございます。

○塚本委員長

次に、防災まちづくり部長、お願いいたします。

○溝口防災まちづくり部長

続きまして、私からは、4月1日付で新たに着任または異動になりました防災まちづくり部の幹部職員についてご紹介をさせていただきます。

まず、自衛隊の元幹部職員であり、今年度より採用となりました災害対策担当部長の七嶋でございます。

○七嶋災害対策担当部長

七嶋です。よろしく願います。

○溝口防災まちづくり部長

続きまして、東京都から派遣の河川下水道課長の関根でございます。

○関根河川下水道課長

河川下水道課長、関根でございます。よろしく願います。

○溝口防災まちづくり部長

続きまして、防災課長の羽鳥でございます。

○羽鳥防災課長

防災課長の羽鳥です。引き続き、よろしく願います。

○溝口防災まちづくり部長

続きまして、防災体制整備担当課長の遠藤でございます。

○遠藤防災体制整備担当課長

遠藤でございます。よろしくお願いいたします。

○溝口防災まちづくり部長

続きまして、消防庁から派遣の災害対策担当課長の星でございます。

○星災害対策担当課長

星です。よろしくお願いいたします。

○溝口防災まちづくり部長

その他幹部職員につきましては、異動等はありませんので、引き続き、よろしくお願いいたします。

令和7年度の防災まちづくり幹部職員は11名体制で取り組んでいきますので、皆様、引き続き、よろしくお願いいたします。

○塚本委員長

ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。

以上で、本件を終了いたします。

2 請願・陳情審査

令和7年請願第7号 戸越公園駅北地区再開発計画の見直しを求める請願

○塚本委員長

次に、予定表2、請願・陳情審査を行います。

令和7年請願第7号、戸越公園駅北地区再開発計画の見直しを求める請願を議題に供します。

本請願は、初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

[書記朗読]

○塚本委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○大石まちづくり立体化担当課長

私からは、令和7年請願第7号、戸越公園駅北地区再開発計画の見直しを求める請願について、ご説明いたします。

A4判、「戸越公園駅北地区における再開発の動きについて」と記載した資料をご覧ください。

戸越公園駅の北側に位置する戸越公園駅北地区では、これまで地域主体で再開発事業に向けたまちづくり検討が進められてきており、検討が一定程度まとまったことから、現在、区では、都市計画決定に向けた手続を進めております。

1、戸越公園駅北地区におけるこれまでの経緯でございます。

地域では、平成26年5月から、不燃・共同化に向けた検討が開始され、平成30年9月現在の準備組合の母体となります戸越五丁目10番地区市街地再開発準備組合が設立されたところでございます。設立後は、準備組合を中心としてまちづくり検討が進められ、令和6年12月には近隣説明会が開催されたところでございます。令和7年1月に準備組合によるまちづくり検討が一定程度まとまったことから、区において都市計画素案説明会および都市計画原案の公告・縦覧、意見募集を行いました。また3月には、都市計画案説明会および都市計画案の公告・縦覧、意見募集を行ったところでございます。

次に、2、施設建築物の概要でございます。

資料記載の計画の概要、計画イメージは、現在、準備組合により検討されているものであり、現時点での計画となっております。

計画の概要は記載のとおりとなりまして、建物は地上30階建て、高さが約110mを計画しています。

計画イメージをご覧ください。

計画地の右側には戸越公園駅、さらにその右側にある建物は、令和6年5月に竣工した戸越五丁目19番地区となります。図のような配置関係となる予定となっております。

最後に、3、今後の予定でございますが、意見書によりいただいたご意見を踏まえ、5月8日に品川区都市計画審議会へ諮り、ご承認をいただければ、5月下旬に都市計画決定を行う予定としております。

○塚本委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○のだて委員

今回、戸越公園駅の北地区の再開発計画の見直しを求める請願ということで出されました。

まず、この間、私のところにも様々声が寄せられまして、戸越の地域に85年間住む方は、タワマンは戸越の街並みに合いません、高層化に反対するということですか、超高層ができることによって、今までの穏やかな生活ができにくくなるという方もいらっしゃいます。実際、超高層ビルが建っても自分たちに恩恵がないという声も出されています。その中で、むしろ被害のほうがたくさんあるという状況だと思いますので、私は、請願項目にあるとおり、超高層を可能とする地区計画、高度利用地区などの変更はやめるべきだというふうに思います。

この間、説明会が行われてきた中で、3月に都市計画法第17条の説明会があったと思うのですが、そこで出された意見や質疑など、ご紹介いただければというふうに思います。

併せて、それに対する意見書の提出もあったと思うのですが、この意見の数と、その内容を伺えればと思います。

それと併せて、前回の1月に行った第16条の説明会で、その他とされた意見があったと思うのですが、その内容が分かれば少し紹介いただきたいのと、その賛否についても伺いたいと思います。

○大石まちづくり立体化担当課長

3点のご質問をいただきました。

まず3月に行われた都市計画法第17条に関する説明会でございますが、こちらは3月16日、17日と2日間にわたり開催させていただきまして、参加者は合計で152名となっております。

主な意見でございますが、なぜ110m、30階建てが必要なのか、日照について、南側再開発を複合的に考えてほしい、あとは、戸越公園駅周辺事業の全体スケジュールを教えてくださいといった内容のご質問があったところでございます。

また、意見書の数でございますが、現在、整理中でございますが、正確な数字ということではないのですが、170通から180通程度来ている状況でございます。内容については、現在、精査中でございます。

最後、3点目、第16条の意見書で、その他の意見というところでございますが、その他の意見といたしましては、こちらも110mの高さが必要なのかという、いわゆる反対に近い声がたくさんあった

ところではございますが、その他の意見になってしまっているところではございますけれども、そちらにつきましては、権利関係の詳細が不明であったため、今回はその他という形で取りまとめているところでございます。

○のだて委員

今回の説明会への参加者が152名ということ。そして、意見書の提出も、170から180通ということで、やはり多くの方が関心を持って参加をして意見も出されているというふうに思います。

1月の説明会の意見書については、反対意見が賛成よりも多くあったと。そして、その他の意見でも反対に近い声が多かったということで、こうした反対意見など、いろいろ指摘があったと思うのですが、こうしたことはどのように反映されているのか、3月の説明会では、計画案に何も変更がないまま説明が行われているという状況ですけれども、どのように反映されているのか伺います。

○大石まちづくり立体化担当課長

反対の意見が多かったにもかかわらず都市計画案を変えていないというところではございますけれども、今回の都市計画のベースとなる案につきましては、地区内にお住まいの関係権利者の皆様が、防災性の向上や、にぎわいの維持向上を図るためにはどうすればよいか、それらを自ら考え、長い時間をかけて検討してきたものでございます。

区といたしましても、今回の都市計画は、マスタープランやビジョン等で示しています将来像の実現に向け必要な計画と考えており、現在、手続を進めているものでございます。

一方で、反対の意見があることも区としては受け止めておりまして、今後も地域の声に耳を傾け丁寧に対応してまいりたいと考えているところでございます。

○のだて委員

住民の方が考えて、区が必要な計画だと判断したということですが、なぜ必要な計画だと判断したのでしょうか。防災やにぎわいという話もありましたけれども、その点について伺いたいと思います。

○大石まちづくり立体化担当課長

必要な計画というところでございますが、まちづくりビジョンでは、道路拡幅による商店街の再整備に合わせて、地域生活拠点の核となる地区といたしまして、高度利用を図った都市型住宅と生活利便施設との複合施設の整備を促進し、幅広い年代の定住人口を確保する地区として位置づけているところでございます。

当地区の課題といたしまして、老朽建築物の密集や狭隘道路の存在、駅前立地でありながらオープンスペースが少ないことなどが挙げられてございます。こうした課題解決に寄与するとともに、商店街のにぎわいの維持増進を図り、多様な世代が住み続けられる居住環境を確保するためには、今回の都市計画案は必要なものと考えているところでございます。

○のだて委員

課題解決に必要なだというお話なのですが、この課題を解決するために超高層にしなくてはならない理由はあるのでしょうか。

○大石まちづくり立体化担当課長

一部繰り返しになりますが、ビジョン等では、多様な世代が住み続けられる地域生活拠点の核となる地区といたしまして、高度利用を図った都市型住宅を整備する、幅広い年代の定住人口を確保するというところがございますので、そういった点を踏まえすと、高度利用を図った計画が必要と考えている

ところでございます。

○のだて委員

多様な世代が住めるように高層化が必要だというお話ですけれども、説明会の中でも意見がありましたけれども、もう既に駅前の19番地、23階建ての計画ができていて、建設が終わって居住もされているという中で、人口の偏りがもう解消されているという声が区民から出されていましたが、区はその点をどうお考えなのでしょうか。

○大石まちづくり立体化担当課長

説明会で人口の偏りが解消されたのではないかとこのところでご意見は賜ったところでございますけれども、北地区といたしましても、準備組合のほうでは人口の調査をしております、やはり一定、高齢者層の方の世代に偏りがあるということが課題として掲げられているところでございます。

区といたしましても、それらを踏まえまして、幅広い年代の定住人口はまだ必要かと考えているところでございますので、また、併せてまちづくりビジョンでは、現在、竣工しております戸越五丁目19番地区の南側と、今回計画している北地区、2つの拠点を整備していくということで位置づけておりますので、それらの点も踏まえまして、今後も都市計画案としては必要と考えているところでございます。

○のだて委員

ビジョンに位置づけているということで、区民の批判の声を無視してどんどん進めていくというのは、やめるべきだと思います。

人口も調査をして偏りがあるというお話でしたけれども、その人口調査はいつ行ったのでしょうか。この19番地ができてから行ったのか伺います。

○大石まちづくり立体化担当課長

先ほども申しましたが、人口の調査は準備組合のほうで行っているものでございまして、区といたしましては、そちらのデータも含めまして、まちづくりビジョンに位置づけられている拠点をしっかりと整備していくことが、まちの活性化と定住人口の確保、幅広い年代の定住人口を確保するというところで、しっかりと進めていきたいと考えているところでございます。

○のだて委員

準備組合で行っているということで詳細は分からないということだと思っておりますけれども、詳細が分からないのに、それを理由にして強行しようというのは、やめるべきだというふうに思います。

多様な世代が住むことができるようにするというために超高層が必要かといえば、私はそうではないというふうに思います。

この請願の中にも、少なくとも隣接する東急マンションの高さ以下にしてほしいということが書かれておりますけれども、隣接する東急マンションは13階か14階だと思っておりますけれども、そのぐらい高くなれば、現状よりも多くの人が住むことができるということにもなりますので、多様な世代が住むということが、それでもできると思いますけれども、いかがでしょうか。

○大石まちづくり立体化担当課長

繰り返しになりますけれども、まず東急マンションでございますが、委員がおっしゃるとおり、品川区のほうでも13階建て、40mから45m程度というふうに捉えているところでございますが、区といたしましては、まちづくりビジョンでしっかりと示されている課題、そういった課題を解決すること、しっかりと幅広い年代の定住人口を確保するためには、やはり多様な世代が住み続けられる住環境

を確保するため、一定の高層化が必要と考えているところでございます。

○のだて委員

その一定の高層化というのは、どのくらいなのでしょう。もともと、北地区では、マンション1棟、大きなものがありますけれども、あれは5階建てぐらいですか。ほかのところは駐車場ですので、むしろ住宅ができれば、5階建てでも多くの方が住めるということになりますけれども、そうしたことで多様な住民が住めると思いますが、いかがでしょうか。

○大石まちづくり立体化担当課長

委員がおっしゃる、どの程度が必要なのか、ある程度低くてもいいのではないかとということもご意見としては賜りますけれども、品川区といたしましては、先ほどから申しているとおり、高度利用を図った都市型住宅と生活利便施設の複合施設の整備を促進することを目標に掲げているところでございます。現在、準備組合で検討されているものにつきましても、29号線沿いには1階の店舗を配置する。その上に住宅をつくっていくというところで、まずは地区内の権利者がしっかりと方法を考えて、計画が練られているところでございますので、そちらをしっかりと区としても受け止めながら、まちづくりビジョン、マスタープランの市街地将来像の実現に向け進めていきたいと考えているところでございます。

○のだて委員

例えば、5階建てだとしても複合施設はできると思いますし、超高層である必要はない。本当に高過ぎるという町の声がまさにそのとおりだというふうに私は思います。高さを下げていくべきだと思いますし、超高層になることによって、やはり周辺の風環境が悪化しているという実態が19番地で既に発生しているという状況です。この地域の方からもビル風が怖いという声が出されておりまして、お年寄りの方は、風の強い日はその道を通れない。あるいは、雨が降ったら傘が飛ばされてしまうということで、買物にも行けないという状況になっています。こうした中で、やはり高過ぎる。風の影響が、実際、住民の方に出ているというふうに私は思いますけれども、区の認識を伺います。

今回の30階建て、110mの高さは、東京駅前の丸ビルよりも高いビルということになります。丸ビルは100m未満ということで計画されているそうなので、今回、110m、東京駅前よりも大きなビルが戸越公園駅に建つというのは、本当に戸越公園の街並みに全くそぐわないというふうに私は思いますけれども、いかがでしょうか。

○大石まちづくり立体化担当課長

今、委員からご指摘のございました既に竣工しております戸越五丁目19番地区の周りで風が強いというところでございますけれども、区といたしまして、風が強い状況にあることは一定認識しているところでございます。

このような状況を踏まえまして、区では再開発組合に対しまして対応策を検討するよう話をしているところでございます。再開発組合のほうからは、風環境のモニタリング調査や専門家へのヒアリングによって対応策を検討していくと聞いているところでございます。

超高層ビルが丸ビルより高く、そのようなものが必要なのかということもでございますけれども、こちらも先ほどからの繰り返しになりますが、まちづくりビジョンでは、高度利用を図った都市型住宅と生活利便施設との複合施設の整備を促進し、幅広い年代の定住人口を確保する地区と位置づけているところでございます。

今回の施設計画につきましても、地域にお住まいの皆様が中心になって検討されてきた案でございま

す。そちらも含めまして、品川区といたしましては、一定程度の高層化は必要と考えているところでございます。

○塚本委員長

のだて委員、そろそろ質問をまとめていただきたいと思います。

○のだて委員

モニタリング調査をやるというふうに言っていますけれども、前回の説明会の報告があったときにも同じことを言っていました、その後、変化がないという状況だと思います。やはりこの風の問題、本当に住民の皆さんにとって重要な問題だというふうに思います。これをやはり発生させないというふうにするならば、超高層はやめていくということが必要だと思います。請願項目の2番の高さを下げたほしいというところは、私はまさにそのとおりだなというふうに思います。

それと、商店街があります。しかし、超高層ビル、19番地ができて、にぎわいがなくなっているという声も寄せられています。

区は、この計画が、まちなぎわいの維持向上に寄与するものだと答弁をしていますけれども、区が言っているにぎわいとは何なのか、商店がなくなってもにぎわいといえるのか伺いたいと思います。

実際、この周辺の商店の方からも、「この計画で商店街が壊れる」、「マンション購入者が居住せずに投資目的の可能性があるので、商店街がにぎわうとは限らない」という声も出されています。実際、この北地区ができることによって、にぎわうと思っているのか伺いたいと思います。

また防災の面でも、この開発によってコミュニティが壊されてしまうことによって防災の力が弱まってしまうという声も出されています。実際、19番地では、そうしたコミュニティが、マンションの中での関係、あるいは地域との関係はどうなっているのか伺いたいと思います。

そして、風が吹くことによって、火災が起きたときに周辺に燃え広がってしまうということも指摘されています。そうした面でも、やはり防災の面から見ても悪影響があると思いますけれども、いかがでしょうか。

○塚本委員長

のだて委員、質問はほかに大丈夫ですか。もし質問があれば、まとめてしていただいたほうが効率的かと思うのですが。

○のだて委員

では、はい。

○塚本委員長

どうぞ。

○のだて委員

この請願項目の5番目では、税金投入や補助金の総額を、見込みを出してほしいということで言われております。これから計画を進めていこうということで、住民に大きな影響をもたらす計画ですので、税金がどれだけ投入されるのかということは示していただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

4番目の区が公聴会を開くようにということが請願項目に書かれております。説明会は、この間、事業者説明会を入れると3回行われてきたという中でも、地域の参加者の方から次々と批判の声が上がっているということで、住民合意が全くできていないというふうに私は思います。

しかも、質問に対して、区の回答が正面から答えた回答になっていないということで、説明会になっ

ていないという声まで出されています。やはりこうしたところをしっかりと区民の声を聞いて反映していくということで、この請願にも書かれておりますけれども、都市計画審議会委員も参加して、まちづくりの専門家も交えて、住民と意見交流できる公聴会を開いてほしいということで求められておりますので、やはりそうした地区内だけでなく、広い方も対象に思いが話せる場が、まさに今、必要だというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○大石まちづくり立体化担当課長

5点の質問をいただいたところでございます。順次お答えさせていただきます。

まず1点目の商店がなくなっても、にぎわいがあるといえるのかというところでございますけれども、今回の地区でございますけれども、補助第29号線の計画区域に含まれている地権者の方も、今回、地権者として準備組合に入っております。その方たちが、補助第29号線の整備や、今後いろいろな都市計画事業が行われていく予定でございます戸越公園駅の周辺で、今後どういった生活をしていくことが一番いいのかというところを、しっかりと自身の皆様で考えていただいて、今回の計画が練り上げられているところでございます。戸越公園駅周辺では、今言いました補助第29号線の整備や連続立体交差事業、駅前広場など、現在、実施や計画されている事業が数多くございます。事業の進捗により、まちの状況にも変化が生じてくるものと考えているところでございます。

そのような中で、再開発事業によって創出される予定でございます広場空間や、先ほど申したとおり、補助第29号線に面して、1階部分には商業施設をつくるというところで聞いてございますので、そういったものは、まちのにぎわいの維持向上に寄与するものと考えているところでございます。

2点目の19番地のコミュニティというところでございますが、詳細については区のほうでは把握はしていませんけれども、ここは、まちづくり協議会等がしっかりとイベント等を行っている地域になってございまして、そういったところで参加者もしっかりと、この19番地区の方も参加しているというところは報告を受けているところでございます。

3点目の防災面でございますが、今回整備いたします施設や建築物につきましては、耐震や不燃、そういった防災面はしっかりと押さえているところでございまして、今回、1階の部分にも一時避難場所として皆さんが使えるような集合場所をつくるというふうにも聞いてございます。また、地区外のところにも防災施設をしっかりと整備して、地域の皆様に使っていただけるような施設をしっかりと整備していくというところも聞いているところでございます。

4点目の補助金でございますけれども、現在、準備組合により検討している段階でございまして、未定であると聞いているところでございます。今後、検討が進められていく中で事業費等が固まってくるものと考えております。

最後、公聴会につきましては、国の都市計画運用指針では、公聴会は都道府県または市町村が作成した都市計画の原案について、住民が公開のもとで意見陳述を行う場とされているところでございます。

区といたしましては、関係権利者等に対しまして、都市計画案について説明を行うとともに、質疑対応により出席者から質問や意見を陳述する機会を設けており、その場でいただいた質問や意見に対し、区が回答、説明を行うことが、より丁寧な対応と考えているため、説明会という形で実施しているところでございます。

○のだて委員

にぎわいのところでは、前回の質疑のときと同じ答弁をされておりましたけれども、維持向上に寄与するというお話でした。実際、商店街がなくなって、1階には入れるというお話ですけれども、この間、

再開発が行われたところでは、大体チェーン店などが入ってきて、もともとあった商店街のよさはなくなってしまうという状況がずっと続いているというふうに思います。そうした中で、実際ににぎわうのかと疑問に私は思いますし、実際、超高層マンションに居住をした方が、下の商店街で買物をするのかなど私は思うのですが、むしろ今、通販で買物をして、商店街に買いに来るということがないのではないかと感じてしまうのですけれども、区のを考えを伺いたいと思います。そうなれば、実際、にぎわわないということになりますので、お聞きしたいと思います。

防災の面では、コミュニティはつかんでいないというお話でしたけれども、つかんでいない中で、防災を理由にこれを進めていくというのは、おかしいのではないかなというふうに思います。

耐震や不燃化はやっているということですが、新しい建物が建てば、基本的には、耐震、不燃化をされるということは、今、当然だというふうに思いますので、やはりその中で火災が強風によってどんどん広がってしまう状況が今あるわけですので、そうすれば、北地区は燃えないかもしれないけれども、ほかのところで火災が起きたときに、さらに広げていく要因に、北地区、あるいは19番地になってしまう可能性があるということなわけです。そうすると、防災対策として、実際、役に立っているのか、対策になっているのかという問題だというふうに私は思います。なっていないというふうに思います。

補助金については、未定だというお話ですが、今、未定のまま、この都市計画手続を進めて、もう後戻りできないところに行ってしまうということでは問題だと思います。住民の方々も説明会で話を聞く、この場しかないわけですね。その中で、住民の方、区民の税金がどう使われるのかということが分からないまま進められていくということは、おかしいと思いますので、そこは都市計画手続に問題があるのか、再開発の仕組みに問題があるのか、そこは是正をしていただくようにしていただきたいというふうに思います。

公聴会のところでは、説明会でより丁寧な対応をしているということで、意見に対して回答があるということですが、やはりそれでは足りていないというのが今回の意見だと思います。もっと実際に住民の皆さんと話をし意見交流できる、まちづくりの専門家の意見も入れてやっていきたいということですので、そうした住民合意を図っていくという取組が必要だと私は思いますけれども、いかがでしょうか。実際にこれを仕組みとして区がつくっていくということが求められているのではないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

この間、区は、強硬に進めるものではないということですが、今回出された資料の中でも、5月に都市計画審議会に諮るということが説明もされました。これだけ批判的な声が出ている中で、当初示された予定どおりに、1月説明会、3月説明会、5月都市計画審議会ということがそのまま進められているということは、まさに強行だというふうに私は思います。そうしたことを推し進めていくということが、まちづくりの在り方としておかしいのではないかとこのように思いますけれども、いかがでしょうか。

○大石まちづくり立体化担当課長

複数のご意見、ご質問をいただいたところでございます。順次お答えさせていただきます。

まず1点目の商店街が、このまちづくりによってなくなってしまうというところで、通販等々が今はあるというお話がございましたが、確かに今、いろいろな買物のスタイルがあるとは思いますが、地域の皆様が商店街の街並みを残していきたい、商店街のにぎわいを維持継続させていきたいという思いがあって、今回このような計画をつくっているところでございます。

区といたしましても、そういった考えをしっかりと後押しできるように、上位計画に沿ってしっかりとまちづくりを進めていきたいと考えているところでございます。

2点目の北地区の建物が建って、ほかの地区はどうなるのかというところでございますけれども、区といたしましては、防災のまちづくりにつきましては、こういった再開発事業や個別の建て替えをしっかりと支援する、そういったまちの皆様が選んだところに総合的に支援をしているところでございますので、今後も総合的に防災のまちづくりに取り組んでまいりたいと考えてございます。

補助金につきましては、先ほどと繰り返になりますけれども、現在まだ検討中の段階でございまして、補助金、いわゆる総事業費をお示しできる段階ではございませんので、区といたしましても、今後の準備組合の検討状況を見ていきたいと考えているところでございます。

公聴会でございますが、今後も都市計画法上の手続といたしましては、区で行う説明会は先月の3月の説明会が最後になるのですけれども、今後も事業者による説明会がありますので、そういったところで意見を賜るというところも1つあるかと考えているところでございます。

また、先ほどの繰り返しになりますけれども、公聴会は、基本的には、皆様の意見を聞くだけの場になってきます。区といたしましては、聞くだけでは、やはり丁寧な対応とは言えないと考えておりまして、その場でいただいた意見や質問に対して丁寧に回答をすることが、より丁寧な対応と考えているところでございますので、説明会という形で実施しているところでございます。

最後の強行に進めるというところでございますけれども、区といたしまして、皆様からいただいた意見はしっかりと受け止めているところでございます。

ただ一方で、先ほどから申しているとおおり、品川区といたしましては、今回の都市計画案につきまして、地域の皆様が一層しっかりと議論をした上でつくってきた計画でございまして、また、それらが各上位計画に整合しているということもしっかりと区で確認しておりますので、そちらでビジョンに映している将来像の実現等にも寄与するものと考えてございますので、区といたしましては、しっかりと進めていきたいと考えているところでございます。

○塚本委員長

繰り返しの答弁も大分出てきていますので、時間も大分たちました。まとめていただきたいと思いません。

○のだて委員

では、まとめていきたいと思うのですけれども、商店街のところについては、この計画で1階に店舗ができるというのは商店街の維持に向けてはいいと思うのですけれども、やはりそもそも超高層にしていくということが、私は、このまちにもふさわしくない、そして、そこに入る店舗の賃料なども上がっていくということになりますので、維持継続することも困難になっていくということになりますので、やはり超高層の計画はやめるべきだというふうに思います。

公聴会のところは、聞くだけの場だというお話でしたけれども、やはり住民が求めているのは意見交流できるものだというところですので、そこをぜひ受け止めていただいて、今、これだけの批判の声が出ている中で、一度立ち止まって話し合いの場をつくるということが私は必要だというふうに思います。

以前にも説明会をやった後に、都市計画決定までいかなくて止まったものがあったと思います。多分そうだったと思うのですけれども、北品川で止まったと思うのですけれども、そういったこともありますので、この戸越公園北地区の問題でも、一度立ち止まって住民の皆さんと話し合う場をつくっていくということが私は必要だと思いますし、それがやはりまちづくりとしての本来あるべき姿だというふう

に思いますので、5月の都市計画審議会に今かけるということは、やめるべきだということは、これは強く求めておきたいと思います。最後に、その点を伺いたいと思います。

○大石まちづくり立体化担当課長

住民の皆様からしっかりと意見を聞くべきだというお話でございますけれども、区といたしましては、都市計画法上の手続でやる説明会については、3月で終わっているところでございますけれども、ただ、一連の手続のほかにも、ご不安やご懸念があれば、区といたしましては個別でお話を伺うなど、区として真摯に対応を行ってまいりたいと考えているところでございます。

また都市計画手続につきましては、先ほどから繰り返しになりますけれども、今回の地域の皆様が考えてきた案でございますけれども、上位計画等に照らし合わせても、区の将来像に寄与するものと考えてございますので、区といたしましては、しっかりと学識経験者等で構成される都市計画審議会に付議いたしまして、そこでご議論をいただいた上で審議していただければと考えているところでございます。

○のだて委員

都市計画の手続は、区が判断をして進めているわけですので、区が判断して、ぜひやめていただきたいというふうに思います。

請願項目にある3番目、区議会としても現場を調査してほしいということと言われておりますので、様々説明会でも問題が上がっておりますし、実際、強風を体験するというようなことなども含めて、現場を調査すべきだというふうに思いますので、皆さんもぜひ一緒に行けたらと思います。よろしく願います。

○中塚委員

戸越公園駅北地区再開発計画の見直しを求める請願ということで、反対であり、撤回を求めますという中身であります。私もそのとおりだと思います。

住民の暮らしと安全・環境を守る会より、署名が311名、追加署名が137名でよかったですか。さっきご説明があったと思うのですが、合計して400名を大きく超える方々が署名をされて提出されたということです。

先ほど来、やり取りがありましたけれども、初めに、委員長に伺えたらなというか、今お考えがあれば伺えたらと思ったのが、この請願項目の3つ目の区議会として現場を調査してくださいということで、確かに建設委員会で請願・陳情に関わること、また、区の事業に関わること、様々な件に関して現地を確認するということは、この建設委員会でも様々なテーマで現地を確認することはあるわけですが、委員長としては、この戸越公園駅北地区再開発の現状について、建設委員会で現地を視察してみようというお考えは、どのように考えているのか。これを委員長にもし考えがあれば、拝聴させていただきたいと思うのですが、私はぜひ現地は見たほうが良いと思っていますけれども、委員長の考えがもし伺えたらなと思うのですが、いかがですか。

○塚本委員長

現時点で戸越公園の再開発について、品川区には建設委員会で所管するいろいろな場所があるわけですが、特段ここに特化して視察をとすることは考えておりません。

今日の審査の結果も踏まえてということはあると思いますが、フラットに全てのところについては、必要性というものはそれぞれ考えながらと思っています。

その上で、個人としては、私も当然行っていますけれども、建設委員会として行くとなると、やはり視察の目的とか、そういういろいろなところは、委員会としてそれがどうなのだとこのところを検討し

なければいけないので、そこについて考えると、フラットにというふうを考えているところでございます。

○中塚委員

すみません、突然に質問してしまって。

○塚本委員長

いいえ。

○中塚委員

ありがとうございました。

ただ、中身は、この請願審査の結果を踏まえてというところがあるのかもしれないけれども、委員長としては、現時点では……。

○塚本委員長

そうですね。

○中塚委員

特段、お考えはないということです。これは少し残念です。

やはり書かれているとおり、長時間の日照が奪われる問題、風害が深刻な問題など住環境の問題、現状の商店街の機能や魅力が失われてしまうと訴えているわけですから、建設委員会として現地を確認して、その上で質疑、討論を行うということが活発な建設委員会かなと思いますので、一言述べておきたいと思います。

では、品川区に幾つか伺いたいと思うのですが、冒頭、一定程度まとまったので、都市計画の進めていきたいと、区の様々な計画にも合っていて、高度利用も必要だという説明が、冒頭にありましたけれども、請願の紹介議員として共産党の鈴木区議と安藤区議が署名されているので、共産党ののだて委員に伺えたらと思うのですが、区のほうは、丸の内ビルよりも高いタワーマンションで、一定程度まとまっているとおっしゃっていますけれども、今日は311名の署名と、プラス100名以上の署名で、合計400名を大きく上回る署名が寄せられているわけですが、この署名は、おおむね区内全域からかき集めたものなのか。やはりこの地域住民の方々が、ご近所だったり、そこでお買物をされる方だったり、そこで暮らしている方だったりで集められたものなのか。紹介議員と同じ会派の議員として、これは区内全域だと言ったら、400名というのが多いと思う、少ないと思う、それはいろいろあるかと、でも、400名のしっかりした声にも向き合いたいと思いますけれども、地域の中でとなったら、すごいなと私は思うのです。なので、この署名について、統計をとったとかではなくて、体感でもいいのですけれども、どういう方々が主に署名をされたのか、どういう地域の方々なのか、もしよければ教えていただけますか。

○のだて委員

聞かれましたので、お答えしたいと思いますけれども、もちろん地域の方にも署名をお願いして回って、ほかの方にも、それはお願いをして回っています。やはりこの再開発の問題は、地域だけでなく、補助金も投入されるということですので、それは様々、いろいろな方に、特にこの開発とかに関心ある方をお願いをして、あと、関わる方をお願いをして集めてきたというものだと思っております。

○中塚委員

ありがとうございました。地域の方もいるし、関わっている関心のある方は署名してくれるということです。

そこで区に聞きたいのですけれども、一定程度まとまっていると、とても言えないなと思ったのです。区は、一定程度まとまったのだと、都市計画の進めを進めていくのだとおっしゃるけれども、地域の方も含めて、これだけの方が反対であり、撤回を求めますという請願に署名をしているわけです。まとまっていないと思うのですけれども、いかがでしょうかというのが質問です。

○大石まちづくり立体化担当課長

一定程度まとまったというところでございますけれども、区といたしましては、昨年12月に事業者のほうで説明会を開きまして、そちらで主な質問、意見をいただいたと聞いているところでございます。

それらを踏まえて、区のほうにまちづくりの提案という形で都市計画案を提出いただいて、そこで区といたしまして上位計画と整合がとられているかしっかりと見てきたところでございます。区といたしましては、今回の計画が上位計画の将来像に寄与するものと考えてございますので、進めを進めているところでございます。

○中塚委員

一定程度まとまったというのは、区の上位計画との整合性でまとまっただけであって、住民の中ではまとまっていないということですか。

○大石まちづくり立体化担当課長

先ほどお伝えしたとおり、12月11日の説明会でも事業者がその意見をしっかりと回答して、それらの意見を踏まえた上で計画案をつくっているというふうに聞いてございますので、そちらで一定程度まとまっているという表現を使っているところでございます。

○中塚委員

事業者が案を出したのは分かりましたけれども、私が言っているのは、一定程度まとまったと区が言ったのは、事業者としてはそれはまとまったのでしょうか。自分たちとしては、こうしたいと、意見が一致したから提出したに決まっていると思うのですけれども、私が言っているのは、400名を超える反対があり、撤回を求める署名が出されているということと、先ほど、課長は、一定程度まとまったから進めていくのだというところは、あまりにかけ離れていると思うのです。だから聞いているのです。区の上位計画の整合性があるかないかではなくて、地域住民が一定程度まとまっているのかと。むしろ反対者のほうが多いのではないかと私は実感として思うのです。一体どこが、一定程度、地域住民がまとまっていると言えるのですか。きちんと教えてください。

○大石まちづくり立体化担当課長

今回出された都市計画案、地域主体で検討されたものにつきましては、都市計画に対する仮同意という形で区のほうにも報告を受けております。そちらの数値といたしましては、権者の約8割を超える方から同意を得ているというところで、その点を踏まえまして、一定程度まとまっているという形で考えているところでございます。

○中塚委員

今の約8割というのは、関係地権者の約8割ということですか。前回の建設委員会でも聞いたけれども、地域住民は、その場その場で対象が異なると。例えば、この説明会で言えば、2haの範囲の方々にお知らせをしているわけですよね。2haの範囲の方々の8割が賛成しているという意味ですか。

もう1回、別の聞き方をしますけれども……。

○塚本委員長

中塚委員、今は地権者の8割と明確に答弁されました。

○中塚委員

地権者の約8割。ということで、2haの範囲の関係住民の約8割では決してないということですよ。つまり、一定程度まとまったというのは、地権者がまとまったという、ただそれだけですか。もう一度確認させてください。

○大石まちづくり立体化担当課長

再開発事業、その他まちづくりにつきましては、その場でお住まいの方たちが話し合いを重ねながら形づくっていくものと認識しているところでございます。

今お話しさせていただきました約8割というのも、地権者、当該地区の約8割でございまして、委員おっしゃられたとおり、2haの範囲ではございません。

○中塚委員

森澤区長が本会議で何と言ったのかと。「まちづくりの主体は、そこに住む地域住民であるとの考えを改めて強くしたところですよ」と。この区長の言っている「地域住民である」とは、地権者を指しているということではないのですか。

○大石まちづくり立体化担当課長

区長の答弁でありました「地域住民」というところではございますけれども、地域に明確な定義はないものとまずは考えているところでございまして、使い方によって、その範囲が一定決まってくるものと考えているところでございます。

区長のほうで、その地域に暮らす住民や、そこに住む地域住民といった文言がございましたけれども、一定、今回の地区の中の住民も含まれるものでございまして、そういうふうに捉えているところでございます。

○中塚委員

何を言っているか分からないのですけれども、もう一度聞きます。区長が言っている「まちづくりの主体は、そこに住む地域住民であるとの考えを強くした」と、この区長の言う「地域住民」とは地権者を指しているのか、それとも、そうではないのか、ご説明してください。

○大石まちづくり立体化担当課長

地域住民の「地域」というところではございますけれども、先ほどと同様、「地域」に明確な定義はないものと考えてございます。使い方によって、その範囲が一定決まってくるものと認識しているところでございます。

先日開催しました素案説明会では、地区計画の範囲内に権利をお持ちの方を対象としているため、例えば、素案説明会においては、その範囲の方が地域住民というふうに考えているところでございます。

○中塚委員

つまり、一定まとまったと言いながら、関係地権者の約8割が賛成だというだけで、この請願にも書かれておき、日照が奪われる、風害が深刻になる、商店街のにぎわいが失われる等、地権者以外の周辺住民の方に目が全く向いていないということなのです。森澤区長は、地域住民であると言いながら、結局、周辺住民には目を受けていないということではよろしいのですか。

○大石まちづくり立体化担当課長

地域住民の方に目を向けていないのではというところでございますけれども、区では、まずは地区内の地権者の方たちが長年考えてきた計画案を、しっかりと上位計画との整合を図りながら、今後も手続を進めていきたいと考えているところでございます。

一方で、反対の意見があるということも区は把握しているところでございます。施設計画に関する意見は準備組合に届けるなど、しっかり行っていきたくて思っておりますし、区では個別でご相談も受け付けておりますので、しっかりとそこは真摯に対応してまいりたいと考えているところでございます。

○中塚委員

地区内の地権者が合意をすれば手続を進めていくと、周辺の方々がどのように反対をしても真摯に対応する、そういう説明ですよね。真摯に対応するというのは、計画をやめるということですか。

今、地区内の合意が進んでいるから進めていくと、進めますよと言いながら、反対の意見は丁寧に対応する。結局、反対の意見を聞くと言いながら、進めるとはひどいではないですか。400名を超える方々が反対であり、撤回を求めている、こういうものが出ていて、反対の住民の声は聞きますと言いながら計画を進めると、これが区長が言う地域住民のまちづくりの主体なのですか。反対者の意見を聞くと言いながら計画を進めていくと、このようにひどいやり方はないです。まだ地域の中で意見が二分しているから、引き続き、お互い意見を出し合って、どこに目指すべきまちの姿に、例えば一致点があるのか、どこは譲れないのか、課題の整理をしていきましょう、話し合いを続けていきましょうなら私はよく分かります。そうではなくて、地権者の8割がまとまっているというだけで、周辺住民がどのように反対をしても計画は進めさせていただく、この区のやり方が一体どこが丁寧なのですか。一体どこが区長の言うまちづくりの主体は地域住民なのですか。区長が言っていること、うそではないですか。違いますか。

○大石まちづくり立体化担当課長

まず、しっかりと区民の声を聞くというのは、まずは区の基本スタンスとして捉えているところでございまして、今後も機会を捉えてしっかりと意見は聞いていきたいと考えているところでございます。

また一方で、先ほどから申しているとおおり、まちづくりビジョン、こちらは上位計画として位置づけておりますが、こちらにつきましても、基本計画になるのですけれども、策定時にパブリックコメントを実施しております、それらの意見を踏まえた上で今のビジョンを策定しているというところでございますので、しっかりと地域住民の意見は反映しているものと考えているところでございます。

○塚本委員長

繰り返しの流れ、やり取りになっていきますし、中塚委員の言いたいこととか立場はよく分かるのですが、もう少し質問を進めていただければと思います。

○中塚委員

このやり取りを聞いていて、建設委員の皆さんも、課長も、また別の担当の課長も質疑を聞かれていますので、どのように聞かれているのかなと思いますけれども、やはり今も住民の声は聞くと言いながら、反対意見があっても、それは計画には反映しないと、こういう姿勢は改めるべきだと思います。

さっきも言いました。確かに何か事を進めようと思ったら、賛成者もいるし、反対者もいるし、いろいろな意見が出てきます。それが民主主義だからいいのです。まずいろいろ出してもらって、やはりこのまちにかける思い、このまちで培ってきた様々な先人たちの努力、いろいろ思いながら、まちの更新には何が必要なのか、よく話し合えばいいことであって、反対者がこれだけいるのに、2haの範囲で僅かな地権者の約8割の賛成で事を進めていく、これは、まちづくりとはとても言えないと。区長は、住民の様々な声に耳を傾けてまいりますと言ったけれども、耳を傾けているだけで聞いていないではないですか。そのことを強く指摘したいと思います。

もう1点、公聴会の開催のこと、先ほどもやり取りがありました。まず、公聴会を開かない理由として、説明会があるのだということで、聞くだけではなくて回答するから説明会のほうが丁寧なのだという、そのような説明があったと思います。ということは、まず聞くことは必要だなという姿勢でよいのかということをも確認させてください。

であれば、様々意見が上がっているのだから、5月の都市計画審議会の日程は延期すべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○大石まちづくり立体化担当課長

公聴会のお話でございますけれども、先ほどの繰り返しになりますけれども、住民が公開のもとで意見陳述を行う場と考えられているとされているところでございます。

区といたしましては、関係権利者等に対し都市計画案について説明を行うとともに、質疑対応により出席者から質問や意見を陳述する機会をまずは設けているところでございます。その場でいただいたご質問や意見に対して、しっかりと区が説明や回答を行うことが、公聴会で聞くよりも、より丁寧な対応と考えているというところで、説明会という形をとっているところでございます。

また、都市計画手続の延期をすべきというところでございますけれども、こちらも繰り返しになりますが、地域住民主体で検討されてきた案、こちらが私たち区でつくっております上位計画等との整合性について、しっかりと品川区のほうで確認いたしまして、今後、将来像実現のために必要な計画と考えておりますので、5月4日の都市計画審議会に付議をして、そこで議論をいただければと考えているところでございます。

○中塚委員

その説明はさっき聞いたのです。だから、その答弁を聞いて私が質問したのです。もう1回言います。

つまり、なぜ私が課長の答弁を説明しなければいけないのか、たまになぞに思うときがあるのですけれども、課長は、公聴会は意見陳述の場であって、それよりも説明会という場のほうが、意見に対して、区の考えだったり、組合の考えだったり、つまりは、回答ができるから、そちらのほうが丁寧なのだという説明なのだと思います。ということは、どちらが丁寧だとか、どちらもやればいいではないかと私は思いますけれども、取りあえず、意見陳述自体、話を聞くこと自体は、いずれにしても必要だと、大事だという立場に立っているのかと聞いたのです。

つまり、意見陳述の場であれ、意見に対して回答ができる場であれ、いずれにしても地域の住民の方々が自分の思いを述べるという機会を確保することは必要だと。私、すごく丁寧に質問しているつもりなのですけれども、必要だという立場でいいのか伺います。

○大石まちづくり立体化担当課長

意見をしっかりと聞くということでございますけれども、区といたしましては、今、委員おっしゃられたとおり、参加された住民の方の意見は、しっかりと陳述いただくということがまずは基本と考えております。

その上で、それに対しまして、しっかりと区として説明、回答を行うことが、より丁寧な対応と考えているところでございます。

○中塚委員

意見を聞くこと、また、説明会に参加された方の意見を聞くことが基本とおっしゃいました。ならば、これだけ意見が出ているのだから、意見を聞く機会を遮って、一旦終了して、都市計画手続に進むのではなくて、5月の都市計画審議会は延期すべきではないかと冒頭に私は質問したわけです。さっき、課

長も、都市計画審議会以降も住民の意見は個別に聞きますとおっしゃいましたよね。個別には聞きますよ。問題は、都市計画決定されたら困るから、これだけの方が意見を表明しているのです。これだけの方が。分かりますか。意見を聞くと言っているのであれば、都市計画審議会の日程を延期して、引き続き住民の意見を聞く機会を設けるべき、少なくとも個別に聞くのではなくて、説明会という場で、また公聴会という場で、これは両方やっていいと思うのです。そういう場で意見を聞くことが基本だというのであれば、都市計画審議会の日程を延期して意見を聞く機会を設けるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○大石まちづくり立体化担当課長

今回の事業に対しまして様々な意見があるということは区も認識しているところでございます。

先ほどの繰り返しになりますが、区といたしましては、今回の都市計画案につきましては、区の将来像の実現のために必要な計画と捉えているところでございます。

5月8日に開催されます都市計画審議会では、都市計画法第17条で募集しました意見書の内容も踏まえた上で都市計画審議会の委員の皆様には審議をいただく予定としておりますので、そこでどういったご意見があるか、そこも審議をいただく予定になってございます。

品川区といたしましては、将来像実現のために、しっかりと今回の都市計画手続は進めていきたいと考えているところでございます。

○中塚委員

意見を聞くと言いながら意見を聞く場をつくらない。森澤区長については、まちづくりの主体はそこに住む地域住民と言いながら、実は地権者の約8割の合意で進めていく。本当に乱暴だと思います。

今の説明も、都市計画審議委員の方々に諮って進めていくのだと、それはそういう形をとっています。でも、都市計画審議委員のメンバーを見て、学識経験者と言いながら、もともと区の部長だったり、今までもこういうタワーマンションに賛成の人ばかりの都市計画審議会で、かかれば通ってしまうという不安感があるから、この時点で多くの方々が声を上げて、この計画に待ったをかけているのだと私は思います。

タワーマンションを次から次へとつくって、まだまだ言いたいことはあったけれども、そろそろ終わりにしますけれども、この今日の資料も、19番地の隣にありますけれども、それよりも高い10番地、丸ビルより高いというのは、「へえ」と思いましたけれども、全く周辺の住んでいる環境は違います。課長は現地を見たことがあるのですか。ここ、周りはオフィスビルではないですから。区民が長年住んで商店を営む、子育てをし、電車に乗って働く方、また地元の商店で働いて、そうやって生活の息吹が何代も何代も積み重ねているこの地域で、30階建てのタワーマンションをつくることに心を痛めない、こういう品川区ではいけないと私は思います。

これで最後、意見を述べて終わりにしますけれども、ぜひ他の委員の方々も、再開発について、賛成、反対、それはそれぞれの政党の考え方があるから、それを超えるということは難しいところが仮にあったにしても、現地は見て、住民の皆さんが、こういうふうにおっしゃるには、こういうまちの雰囲気、風景があるのだと実感した上で決めていただけたらなと呼びかけて終わりたいと思います。

○塚本委員長

ほかにご発言はございますか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和7年請願第7号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○澤田委員

本日結論を出すで、先ほどの議論を踏まえまして、不採択でお願いいたします。

また、今後とも引き続き丁寧な対応をよろしくお願いいたします。

○つる委員

本日結論を出すで、不採択です。

いろいろな意見がありました。この地域、まちも、時間軸で見るといろいろ変化や変遷しているところで、かつては、私も小さいとき、この辺が父親の仕事場だったので、まさに戸越公園駅で、珍しく休みの日に父親と一緒に、父親が、昔、新聞記者だったので、そのときに使っていたカメラを持って、電車を駅で撮ったという記憶があって、その当時の写真と比べても、今も違う。やはりそういう意味では、いろいろな意見が様々ある中では、まちというのは常に変化している。常に一緒のことがない。無情なのですね。だから、そういう意味では、先ほど来いろいろ話がありました。いわゆる地域の概念というのはなかなかであったわけですが、まさに地権者というところであれば、そうしたご意見があったり、また、それを含め、その地域でお互い暮らしていくわけですから、そういった面では、まさに風通しのよい関係、風の課題があるわけだけれども、風通しのいい関係性をつくっていくということは、やはり行政の立ち位置としてのそれぞれの意見をどう調整していくかというところが、まさに仕事なのだろうというふうに思います。その部分では、先ほど来ありました地域の声に耳を傾けてとありましたし、また、具体的ないろいろな部分における課題の対応策は、これは引き続き事業者も含め、それぞれの役割に応じて、しっかりとやるべきことはやるということは必要なかなというふうに思いました。

その上で、こうした計画等については、当該権利者等々のボトムアップというもので成り立っていくものという観点から見れば、そういったものも含めて、この請願については不採択です。

○のだて委員

本日結論を出すということで、採択です。

強風や、それによる火災を広げる危険性もある、また、日照やにぎわいがなくなる、あまりに高過ぎる、穏やかな生活ができなくなるなど様々反対や批判の声が出ています。1月の説明会の意見書も反対のほうが多くありました。これはこのまま進めてよいわけがありません。昨年12月の事業者説明会が準備組合の理事長が発言をして、皆さんの意見を活かしていきたいと言っておりました。それであれば、やはりこの声を受け止めて、一度立ち止まって見直しをすべきだというふうに思いますので、採択です。

一言、都市計画審議会を5月にやると言うておりますけれども、この状況ですので、ぜひやらないように、これは強く求めておきたいと思います。

○中塚委員

請願項目にあるとおり、地区計画を撤回してください、少なくとも東急マンションの高さ以下にしてください、区議会として現地を調査してください、公聴会を開いてください、税金の予定額を明らかにしてくださいと、いずれもそのとおりだと思いますので、今日結論を出すということと、採択でお願いいたします。

先ほどの質疑を通じて、品川区は区民の声を聞くと言いながら、反対している計画を進めていくひどさが浮き彫りになったと思います。意見を聞くというのであれば、それが反対の意見であっても、まず

は双方の主張を出して整理して、何が問題なのか、どうすれば解決ができるのか、その話し合いを継続することなどなど、先ほども指摘をさせていただきました。少なからずまちの意見が二分しているのに、地権者の合意だけで進めていく、こうしたまちづくりは間違っていると思います。

○横山委員

本日結論を出すで、先ほどの説明や議論を踏まえまして、不採択をお願いします。

今後も区民のお声については、区として丁寧に聞き、また、真摯にご対応していただきますようお願いいたします。

○塚本委員長

それでは、本請願については、結論を出すとのことのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○塚本委員長

それでは、本件は、本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほどそれぞれの方のご意見を伺いましたので、本請願については、挙手により採決を行います。

それでは、令和7年請願第7号、戸越公園駅北地区再開発計画の見直しを求める請願について、お諮りいたします。

本件は、挙手により採決を行います。

本件を採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○塚本委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で、本件および請願・陳情審査を終了いたします。

3 報告事項

(1) 令和7年5月都営住宅入居者募集について

○塚本委員長

次に、予定表3、報告事項を聴取いたします。

初めに、(1)令和7年5月都営住宅入居者募集についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○川原住宅課長

私からは、令和7年5月都営住宅入居者募集について、ご報告をさせていただきます。

恐れ入ります、資料をご覧ください。

1、募集内容でございますが、家族向、単身者向、居室内で病死等があった住宅の募集となります。

2、申込用紙の配布期間は、令和7年5月7日から15日まで。

配布場所は、住宅課窓口をはじめ、記載の各施設でございます。

3、広報掲載については、5月1日号の広報しながわおよび5月1日号の広報東京都のほか、区のホームページに掲載の予定でございます。

4、東京都からのプレス発表につきましては、4月21日を予定しております。

5には、参考として、都から公表がございました品川区の直近倍率について、記載のとおり掲載をしてございます。

最後になりますが、募集の冊子につきましては、5月7日に区議会事務局を通じて委員の皆様へ配付をさせていただきます。

○塚本委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

○のだて委員

まず、昨年度の申込人数や倍率を資料に載せていただきまして、ありがとうございます。今後よろしくお願いいたします。やはり表になっていると分かりやすいですね。

昨年8月と今年の2月、単身者向けの募集の際に倍率が非常に高くなっていますけれども、8月が134倍、2月が92.5倍ということで、その原因は募集戸数が少ないということにあると思うのですが、なぜ募集戸数が少ないのか、どういう制度、仕組みになっているのか伺います。

○川原住宅課長

単身者向けの募集戸数がなぜ少ないかというご質問でございます。

都営住宅については、区内には既に14団地あるのですけれども、もともと単身者向けの住居は管理戸数が少ないということがございますので、当然、申込者数が増えると倍率も高くなるということが想定されます。

○のだて委員

募集戸数が少ないというところで、そもそも単身者向けの都営住宅の数は、区内ではどれくらいあるのか伺いたいと思います。

併せて、ほかのものの住戸数も伺いたいと思います。

もう1点伺いたいののが、都営住宅に住んでいる方からお話を聞いて、都営住宅は網戸がついていないところがある。それをご自身で設置をしたということだったのですけれども、私が今住んでいるアパートは、当然、網戸がついているのです。都営住宅に網戸がないというのは、やはり夏場、窓を開けて風を入れたいとか、そういったことを考えると、やはりこれは普通に住宅として必要なものかなというふうに思うのですけれども、区内の網戸がない状況とか、分かれば伺いたいのと、区営住宅はどうなっているのかというところを伺いたいと思います。

○川原住宅課長

3点ほどご質問がございました。

まず1点目は、単身者向けの戸数についてでございます。

今、手持ちにあるものが、単身者それぞれの戸数が、14団地の内訳が書いてはございませんので詳細は控えさせていただきたいと思います。もともと家族向けの住戸でございますので、平均して2DK、3DK以上のものが多いので2人向け世帯が多い。なのですけれども、最近は緩和をして2DKのものも1人から2人が住めるようにしているというところは聞いているところでございますが、数としては、家族向けよりは少ないという状況でございます。

次に、網戸についてのご質問でございます。

都営住宅も含め、公営住宅には網戸の設置そのものはないというふうに認識してございます。区営住宅であっても同様に網戸に関してはご自身のご判断で設置をしていただくということになってございま

すので、そのような形をとらせていただいているところでございます。

○のだて委員

戸数は、詳細には単身者向けは分からないということだったのですが、何となくの割合とか、何割ぐらいとか、もしそういうものが分かりましたら伺いたいと思います。

それと、網戸が基本的に公営住宅にはないということで、恐らく新しくできる住宅には網戸が普通についているのではないかなというふうに思うのですが、そうした一般的な住宅として、今後、公営住宅で網戸を設置していくということが私は必要ではないかなと思うのですが、必要だと思った方は、居住者が自らつけることになってしまうので、それだけ負担が増えるわけですね。そうしたところを、やはり一般的な住宅としての機能を区営住宅としても持っていくということが必要なのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○川原住宅課長

先ほどの冒頭の質問の単身者の戸数というところは、申し訳ございません、詳しくは分かりかねてしまうのですが、参考までに、都営住宅の団地一覧の品川区の14団地の中で、1DKの間取りがある団地は1団地のみです。西五反田の三丁目のアパートのみということでございますので、ほかの団地については2DK以上、3DK、もしくは4DKまでの広さがあるというところでございますので、建設の目的等からも、やはり家族向けがもともと多かったのかなというふうに読み取れます。すみません、少し細かい割合までは分かりかねるので、控えさせていただきたいと思います。〔同日後刻に「都営住宅における単身者向けの戸数については公表されていない」と答弁あり〕

そして、単身者向けについては、少しお話はそれてしまうかもしれないですが、今、区では、民間の入居者あつ旋というところで、特に高齢の単身者の方も非常に力を入れてあつ旋をしているところでございますので、そういった単身者で家探しの方につきましては、公営住宅、区営住宅、都営住宅のみならず、民間の賃貸住宅のあつ旋というところも、引き続き福祉部とも連携して、住宅課としても強化をしてまいりたいというふうに考えてございます。

そして、網戸につきましては、現状、設置がないというところでございます。ここを増やすことによって、例えば共益費が増えてしまうであるとか、使用料の部分も変更の検討が必要になるかもしれません。現状は設置をしております。

○のだて委員

もともとの都営住宅の建設時はファミリー向けが目的だったというお話でした。そこでは、今、やはり単身者が増えているということもあるかと思っておりますので、そうしたところで、やはり都営住宅の増設をしていくということが私は求められていると思っておりますので、区としても、区民の住居をしっかり保障していくというところで、東京都に都営住宅の増設を求めていただきたいというふうに思います。伺いたいと思います。

それと、網戸は、基本的に設置しないということでしたけれども、やはり一般的な住宅にはこれはあるのではないかなと思っておりますので、区営住宅としても、ぜひ使用料は上がらないような形で進めていただけたらというふうに思います。

○塚本委員長

都営の増設については、質問ということですね。

○川原住宅課長

都営住宅の増設についての区の見解でございます。

都営住宅は、既に14団地、そして区営住宅も13団地あるところがございますので、公営住宅のみならず、先ほど申し上げた民間の賃貸住宅のあつ旋の強化というところと、あとは、特に住戸そのもののニーズに加えて、大家や不動産事業者からは、単身高齢者の、さらに見守りなども今後は必要ではないかといったご意見もいただいているところがございますので、区では、住宅ネット法の改正に伴いまして、そういった見守りの住宅の設置も今後検討してまいりたいと思います。様々な住宅政策を踏まえながら、しっかりと展開してまいりたいというふうに考えてございます。

○のだて委員

民間のあつ旋に力を入れていきたいというような答弁だったと思うのですが、私、先日、生活保護の方の住宅確保と一緒に不動産屋に行ったのですけれども、やはり今、足りない。単身者の住宅も、基準で5万3,700円ですので、やはりそうしたところがない。特に大変なのが2人世帯で、6万4,000円までしか家賃は出ませんので、本当にそれがないのだということで、もう数十人も待っている状況だというお話でした。

なので、全然足りていないのです。公営住宅をぜひ増やして、区民の暮らし、住まいをしっかりと保障していくということが自治体の役割だというふうに思いますので、増やしていただきたいと、これを求めておきたいと思います。

○中塚委員

都営住宅入居者募集についてということで、参考で資料をつけていただきまして、ありがとうございました。住宅に関わる施策を議論するときに分かりやすい資料かなと思います。

今もやり取りを伺いましたけれども、単身者向け、実際は、ご高齢の単身者ということになるのですけれども、単身者向けの倍率が、8月で134倍、2月で92倍と、深刻な状況だなと私は受け止めております。

品川区に伺いたいのは、高齢者の単身者の倍率が高いのは何を示しているのかと、そこを質問したいと思います。倍率が高い理由は、当然、少ないところに多くの方が申し込むわけであって、また多くの方が希望しているところの募集が少ないから倍率は高くなるわけですが、この高い倍率は、単身の高齢者のどのような暮らしぶりを示しているのかと区は思っているのか、区民の暮らしの状況をどう分析されていらっしゃるのか、単身者向けの倍率が134倍、92.5倍といっても、2つのところに185人の方が申し込んで92.5倍ですから、とてもではないけれども厳しい倍率だと思うのですけれども、これは単身の高齢者の何を示しているのか、区の認識を伺いたいと思います。

○川原住宅課長

単身者向けのこの倍率を踏まえて、区はどのように区民の暮らしの状況を考えているかというご質問であるかと思えます。

まず、当然これは都営住宅の募集でございますので、品川区ではない都民の方も品川区に住みたいと言って希望されているといったケースもあるかと思えます。

そして、区民の方では、中では、今までは家族で生活をしていただけれども、高齢になられてついにお一人となってしまったようなご家族の状況の変化といったものもあるかと思えます。戸建てなど広い住宅が、お一人暮らしになって、もう不用になってしまったといったようなケースもあるかと思えますので、そういったお一人お一人の声をしっかりと聞きながら、適切にご案内に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○中塚委員

確かに、これは区営住宅ではないので、都営住宅であるので、品川区外の方も申し込むことができるというのはおっしゃるとおりだと思います。それを言うならば、東京都民の住宅の実態がここにあらわれているのではないかなというふうに思います。

東京都民、そうは言っても、高い倍率となっている単身の高齢者の暮らしぶり、区がどのように思うのかと、やはり住宅施策の出発点になると思うのです。区民、都民の暮らしの実態がどうなっているのか、そこが住宅施策の出発点になると思うのです。だから、この質問は、私は大事だなというふうに思っているのです。

先ほど、課長は、いろいろなケースはもちろんあるけれども、昔は家族で住んでいたけれども、最終的にはお一人になったと。戸建てを持っていたけれども、様々な理由で、今は賃貸というか、都営住宅を希望されているというお話があったと思いますけれども、ここをもう少し深掘りしたいと思っていて、つまり、ご高齢の単身者のどういう暮らしの厳しさを示していると思うのか、どういう暮らしの実態を示していると思うのか、どういう生活苦がそこにあると思うのか、改めて伺いたいと思うのです。

○塚本委員長

中塚委員、今日は、あくまでも都営住宅の募集の報告なので、住宅施策や高齢者の暮らしのそもそもみたいところまで質疑深めるのは、理事者の準備の部分も含めて少し酷だと思いますので、そこら辺は踏まえながらで、あまり深掘りし過ぎないようにお願いしたいと思います。

○中塚委員

どういう暮らしぶりの実態なのか、改めて伺いたいと思います。

なぜならば、課長としては、そうだとはいづらいかもしれませんけれども、つまり、都営住宅が足りないことを示しているのだと思うのです。そんなに難しい理屈ではないと思っていて、数が足りないから倍率が高いのです。だから、私は、区は都に都営住宅の増設を求めていると思うのです。先ほどの答弁で、見守り機能が必要ですよというお話がありましたけれども、見守り機能も必要だと思います。と同時に、やはり都営住宅の数が足りていない。だから高倍率になっている。この認識に立つこと、そして都に求めることが私は品川区に必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○川原住宅課長

最後にご質問いただきました都営住宅の増設について、区は求めるべきではないかというご質問に、まずはお答えをさせていただきたいと思います。

先ほどの答弁と重複してしまいますが、都営住宅は、区には14団地、そして区営住宅は13団地ある中で、さらなる公営住宅の増設は、現在のところ、区は予定をしてございません。民間の賃貸住宅をしっかりと分析をいただいたご意見も踏まえていたしまして、今後は、セーフティネット住宅の専用住宅であるとか、あと、今後、10月に施行予定となるセーフティネット法改正による居住サポート住宅、見守り付きの住宅を、民間住宅の不動産事業者、またオーナー等と検討しながら進めていきたいというふうに、しっかりと区の住宅施策としても、高齢者の方を支援するということでは、福祉部とも協力しながら実施をしていきたいというふうに考えてございます。

○中塚委員

委員長の言葉もあったので、この辺で終わろうかと思っておりますけれども、やはりこの倍率の高さが示している区民、都民の暮らしの実態、そこを直視すべきだと思うのです。確かに福祉部と協力して見守りを強化した支援だったり、また、お年寄に大家が賃貸しをするときのハードルを下げるための支援が始まったり、様々な動きがあることは承知しております。承知しておりますけれども、やはり一番の理由は、

都営住宅が足りないというところにあると思います。大家の支援も始まりましたけれども、だからといって、どこまでお年寄りの方々に、これなら使ってもらえるわと広がるか、私は、正直、未知数だなと思っていて、大家と話すと、「やはり困るものは困っちゃうのよね」という言い方をされることもあるので、支援があっても、「ちょっとお年寄りには困るのよね」という率直な声も聞くので、やはりここは都営住宅、同じく区営住宅の増設に舵を切り替えることが必要だと思います。

先ほど、戸越公園駅の再開発によるタワーマンションの議論もしましたが、一方で、タワーマンションをつくって、ああいうところに大体ワンルームマンションが一定数できるのです。1戸3000万円、4000万円です。家賃にして10万円、20万円です。そういう住宅は住民の反対の声を無視してつくるくせに、これだけ求めている都営住宅や区営住宅はつくらないという点は、いつも指摘させていただいて、住宅施策がゆがんでいると指摘させていただいていますけれども、やはり区民の暮らしの実態に、ぜひ目を向けて増設を進めていただきたいと要望して終わりたいと思います。

○川原住宅課長

先ほど1つ前の質問で、のだて委員からご質問がありました都営住宅の世帯向けの戸数というご質問に対しての補足の回答をさせていただきます。

都から区へのお知らせによりますと、都営住宅における単身者向けの戸数については公表されていないという状況でございます。ですので、手前の資料にもそういったところが載っていないのですが、先ほど申し上げた区内では1か所、西五反田の三丁目アパートに1DK、単身向けがあるのみということでございます。

○つる委員

都営のことなのであれなのですが、先ほど、のだて委員からも質疑がありましたけれども、関連性というところで、住宅施策全体としても、これは東京都の公営住宅というくくりの中では、それぞれ区市町村がどういうふうに都の住宅施策に対して、基礎自治体である区市町村がどうできるのかという部分もあると思うのです。国においても、福祉だとか、世帯の考え方とか、いわゆる標準世帯が、夫婦2人とかということから単身にシフトしてきている、福祉もまさにそうであるわけなのです。住まいが福祉施策においても大きなポイントの1つになってきているわけでありますので、そうした意味では、当然、建物のつくりそのものにより、制約はあるのかもしれないのですが、既存の建物の中で、例えば、公営住宅においても、これまではファミリー向けで大きくとっていた、八潮などは、住み替えということで、部屋の小さいほうに移っていただくとかということはあるかと思うのですが、ただ、部屋そのものは、大きい、小さい、それぞれあるというところだと思うのです。

できれば、そういう今の考え方の中で、ニーズがどういうふうな、世代も、また収入もいろいろ含められているのかということは精査していかなければいけないと思うのですが、単身者向けのつくりを、先ほど、公表はしていないけれども、あると思うのですが、その辺の調整というのでしょうか、今後、当然、全体のハードを増やすということはないと思うのですが、ただ、既存のもので、つくりを単身者向けのようなところの中を変えること、いわゆる改修とかができればいいのかなというふうに思いますので、住宅施策についても、単身者世帯の部分の考え方も、ぜひ、経済的な支援とか、そういうものもあるのだと思うのですが、つくりそのものをできる範囲の中で考えの軸として入れていただきたいと思いますというふうに思います。意見です。

○塚本委員長

ほかにご発言はございますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) A I オンデマンド交通の実証運行について

○塚本委員長

次に、(2)A I オンデマンド交通の実証運行についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○櫻木地域交通政策課長

私からは、A I オンデマンド交通の実証運行について、ご説明いたします。

資料をご覧ください。

令和7年3月28日に開催された地域公共交通会議において、道路運送法施行規則に基づく協議が整ったため、A I オンデマンド交通の実証運行を実施いたします。

令和2年10月に策定した品川区地域公共交通基本方針では、荏原地区、大井地区、大崎地区の一部が交通サービス圏域外として位置づけられております。そうした地域の交通課題の解消、高齢者や子育て世帯、障害児者の移動支援を検証するため、A I オンデマンド交通の実証運行を実施いたします。

次に、運行エリアですが、公共・医療・福祉施設の主要立地状況を踏まえ、荏原地区で実施することといたしました。主要施設の例としましては、記載のとおりでございます。

次に、運行概要ですが、運行期間を令和7年7月頃から令和8年3月。

運行日・運行時間においては、お昼を除いて、毎日9時から17時。

運行車両は、アルファード1台を予定しております。

予約方法につきましては、アプリやLINE、電話で予約ができるものとし、決済方法は現金またはアプリ内でのクレジットカード決済としております。

運賃につきましては、恐れ入りますが、資料、4ページ、データ上で4枚目になります。4ページの1、概要の右側、2、運賃について（予定）をご参照ください。

（予定）と記載しておりますが、地域公共交通会議の開催に際して運賃協議会も開催しており、合意をいただいている運賃となっております。1回の乗車につき、1人大人400円、小児200円としており、割引運賃は、未就学児は無料、障害者は半額といった記載のとおり料金体系といたします。

次に、周知方法についてご説明いたします。恐れ入りますが、1枚目にお戻りください。

実証運行開始前には、広報しながわへの掲載、関係町会への事前説明、利用者説明会、地域へのチラシのポスティング等を実施いたします。また、実証運行開始後は、アプリ操作方法等の説明会を開始し、利用の促進を図っていくことを考えております。

次に、スケジュールでございますが、4月に道路運送法に基づく申請を行い、5月～6月に道路管理者・交通管理者等との調整やシステムの構築、町会への再度の事前説明を行う予定としております。令和7年7月頃に運行を開始し、アプリの操作方法の説明会も行っております。

次ページ以降は地域公共交通会議の資料となりますので、ご確認いただければと思います。

A I オンデマンド交通の実証運行についての説明は以上でございます。

○塚本委員長

説明が終わりました。

本件につきまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

○のだて委員

まず確認なのですけれども、地域公共交通会議での意見や質疑は、どのような中身だったのか伺いたいと思います。

その中で料金も決定されたということで、料金はどういうことを基準に、設定の根拠といたしますか、そこを伺いたいと思います。

それと、今回、アルファード1台ということで、運転手と、乗客が5人ということですのでけれども、1台で大丈夫なのかなという、何となく2台でやるのかなというイメージだったのですけれども、対象地域の広さの面積は何平米なのかなということも伺いたいのですが、そこの関係で、運行上、問題がないかどうかというところを伺いたいと思います。

それと、今回、運行期間は来年の3月までということですのでけれども、地域公共交通会議の資料の、先ほど説明があった運行概要（案）のスケジュールのところ、運行終了が3月、評価・検証も3月ということなのですけれども、これが3月末まで運行していたら、評価・検証を3月に終わらせられないのではないかなと思うのですが、そこの関係を伺いたいと思います。

○櫻木地域交通政策課長

4点、ご質問をいただいております。

まず、地域公共交通会議での意見でございますが、基本的には、運行方法に対するお尋ねが多かったと思います。その中でも障害者団体の代表の方からは、車椅子の利用についてお尋ねがあったり、あとは、ミーティングポイントについて、拡張の可能性があるのか等のお尋ねをいただいたところでございます。

2点目、運賃の妥当性でございますが、基本的には、受託事業者の方や地域の交通事業者の意見を踏まえて、他区の運賃状況や事業の持続可能性を踏まえて検討したところでございます。

具体的には、近隣の公共交通機関であるバスが230円、タクシーが2km程度の場合だと900円程度であることから、料金水準によっては地域の交通事業者に影響を与えてしまう可能性など、また、人件費や燃料費などが高騰を続けていること、一方で、持続可能性と利用しやすい料金という兼ね合いから、この値段で設定させていただいたものでございます。

3点目が、1台で大丈夫かということでございますが、率直に申し上げますと、動かしてみなければ分からないというところがありますが、他区等のこれまでの実証運行等の状況を見ると、それほど逼迫した需要が初期から来るということは聞いていないところでして、徐々に認知が進んでいくに従って利用が促進されているような状況で、当面1台で対応は可能かと思っております。車内の広さについてはあれなのですが、一定、助手席も使用しないということで、スペースを確保して車椅子等を載せられるように工夫して、少し余裕を持った形で進めているところでございます。

最後に、3月末の検証ということで、これは次年度以降については、始まった状況等を踏まえながら、予算策定プロセス等の中で検討していくことになろうかと思いますが、一定、検証期間の区切りとして、このタイミングでまとめさせていただくというものでございます。

○のだて委員

実際、公共交通会議での質問に対する回答はどうだったのかということも伺いたいのと、あとは検証期間です、そうすると、結局は3月31日までやりつつ、検証や分析もしながらということでしょうか。

○櫻木地域交通政策課長

ご質問としては、車椅子で利用可能かというところで、車椅子は2台まで載せられるようなところで、ただ、リフトつきではございませんので、一定、介助者がいらっしゃるような方を前提としているとい

うお話はさせていただいたところでございます。

また、ミーティングポイントについては、機動的にというか、実施をしていく中で、近隣の方から様々ご紹介等があれば、そこは検討させていただくということで増えていく可能性もあるのかなとは思っております。

検証を3月末までということでございますので、この期間の中での運行実績をそこで一定集約してという形でございます。

○のだて委員

ありがとうございます。今回これを実証運行ということでA I オンデマンド交通をやるということなのですけれども、これがより便利になるようにということと考えると、ミーティングポイント、やはりこれを増やしていくということが重要なのかなというふうに思っています。機動的に検討していくというような答弁だったので、増えるということもあるのだと思うのですけれども、実際、まだ検討中も含めて25か所ありますけれども、これを見ると、荏原第一地域センターにはポイントがあるのですけれども、荏原第二地域センターにはない。ほかにも、荏原郵便局とか、荏原平塚特養ホーム、これが範囲に入っているかが少し微妙なところなのですけれどもということとか、あと、森山リハビリテーションクリニック、ここもリハビリとかをやる場所なので、行くのが大変だということなので、そこにも設置していただけないかなということと、第二延山小学校前にはあるのですけれども、延山小学校にはないということもあるので、延山小学校のところは、特に中通りと昭和通りがあるので、多分多くの方も通行するところなので、ぜひこういったところにもつくっていただけたらと思うのですけれども、中原街道ですか、この太い通りの右側はあまりミーティングポイントがないのです。ほかのところも、旗の台六丁目とか、小山六丁目、七丁目辺りは、あつて1か所というような感じになってしまっているのです、やはりこうしたところに、適宜、ミーティングポイントを設置していくということが利用しやすいものになるのかなというふうに思いますので、ぜひそうしたところも、挙げたところも含めて増設していただきたいと思いますと思うのですけれども、いかがでしょうか。

それと、説明会、アプリの説明会を7月にやるということで、これが、どれくらいやられるのかなと。丁目ごととかになるのか、町会ごとになるのか、やはり使い方が分からないと使えないという部分もあると思うので、一応、電話でもできますけれども、ぜひこれはしっかりお知らせをしていくことが必要かなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○櫻木地域交通政策課長

まず、ミーティングポイントの増設でございます。ミーティングポイントは、結構制約が厳しいところもございまして、一番大きいのは、やはり道路幅員ということで、止まっているときに、ほかの車両が追い抜けないような状況のところには、基本的には、警察との協議が整わないということ、あとは、当然ながら、交差点の近くから何mとか、あとは、民間の車庫の出入口に置けないとか、そういう形で道路的な制約条件を踏まえていくと、一定、制約がかかってくるということと、あとは、ミーティングポイントの前にお住まいの方に、どういう形でご理解をいただくかという点、それから、主要施設についても、その施設で専属の車を持って使っているような場所だと、なかなかその施設の駐車場を使わせていただくのは難しい場合であるとか、私どもとしても、できる限り広げることが利用促進につながるという認識は持っておりますので、今後も継続的に広げていきたいと思っております。

2点目です。アプリの説明会なのですけれども、これから検討というところではございますが、地域センター単位でやっていくのかなという感覚ではおります。

○のだて委員

ミーティングポイントは広げていきたいということだったので、特に荏原第二地域センターとかは区の施設なので、すぐできるのではないかなと思うのですが、ぜひ増やしていただきたいと思いますというふうに思います。

それと、説明会は、地域センター管内ですか。需要との関係があると思いますけれども、それでしっかり説明、周知できるのかなというところもあるので、ぜひきめ細かくやっていただきたいと思いますというふうに思います。

○横山委員

ご説明ありがとうございました。複数質問させていただきます。

まず、運転手なのですけれども、何名体制で行われるのかというところと、あと、運行の事業者とシステムの事業者があるかと思うのですけれども、それぞれどのような連携体制をとって行われていくのかということを確認させてください。

あと、料金の割引についてなのですけれども、今回、身体障害者手帳ですとか、この辺りの対象者の検討に当たって、どのような考え方で決めていったのかというところと、今後、実証実験が終わって検証のほうにいったときに、どういったことが考えられるのか。例えば、昭和大学病院等もありますので、障害者の方もそうですけれども、例えば難病の方ですとか、特定医療費の指定難病の受給者証を持っている方であったりとか、そういった頻度高く使う方も使用の想定がされるかと思うのですけれども、その辺りの実証実験の部分と、今後の考え方を教えてください。

また、ポスティング広報で行っていくということなのですけれども、ポスティングの範囲はどの辺りの地域の範囲で考えていらっしゃるのかというところと、あと、まとめて聞いてしまいたいと思うのですけれども、実証実験で、どういったポイントを見るのかなというところを教えてくださいなと思っていて、例えばですけれども、コミュニティバスのときは、評価検証の基準とか指標みたいなものが設定されていたかと思います。例えば、乗客数であったりとか、運賃のバランスであったりとか、そういったところが事前に示されていたかと思うのですけれども、今回のこのAIオンデマンドに関しては、どういった指標であったりとか、何をどう見ていくのか、またアンケートはとるのか、区民の皆様からのご意見をどのようにとっていくような形を考えていらっしゃるのかということをお願いいたします。

あと最後に、点検であったりとかメンテナンス、整備の状況を教えてください。こちらは、今回、1台で毎日運行されるということで、運行していない時間帯もあるかと思うのですけれども、数か月にわたりますので、例えば何かトラブル、車両のトラブルがあった場合ですとか、あとは悪天候で何かあったりとかという、そういった不測の事態に対してどのように対応していく予定であるのかというところを教えてください。

○櫻木地域交通政策課長

まず、運転手の交代ということでございますが、基本的には、9時から17時まで、1人の運転手がやると。ただ、それが毎日同じ人かということは確定していませんが、お昼休憩を挟んで、通常の勤務という形でやっていただくことを想定しております。ただ、実際には、委託先の荏原交通のほうで運用は適宜考えていくものと考えております。

連携体制でございますが、システム事業者が総合窓口的な位置づけで、システム面と、あとは車両へのタブレット等の手配をして、あと、コールセンター等もMONETのほうでやっていただくことに

なっております。荏原交通は、それを受けて、システムもしくは連絡を通じまして運行していくというような連携体制となっております。

料金の割引の考え方でございますが、基本的には、コミュニティバス、もしくは一般のバス事業者のバスの割引を踏襲しているところではございますが、そういう形で一旦やらせていただいているところではございます。ただ、シルバーパスについては、今回は外れているところでございます。

今後の考え方でございますが、割引については、ご指摘いただいた難病等の話も含めて、利用促進というところで、今後、基礎的な需要、同行、利用状況、高齢者の方、若者の方、どのぐらいという基礎的な情報を把握した上で、利用促進策が必要であれば、そのような状況を踏まえて、割引策等も考えていきたいと思っております。基本的には、まずは状況を見させていただきたいと思っております。

あと、ポスティング範囲につきましては、運行エリアという形で枠囲みしているエリアを想定しております。

実証運行のポイントでございますが、今回、指標等は現時点では設置していないところではございますが、こちら、まずやってみないと分からないというところもございまして、運行状況と利用者数、あとは利用者満足度、稼働率辺りが1つのポイントになるのかなと思っております。

アンケートにつきましては、これもこれから検討するところではございますが、基本的に、こちらはアプリを使って予約することが主流でございますので、アプリ内でアンケートをとる、もしくは車内でアンケート用紙をとって、ウェブで回答していただく等のアンケート方法が考えられるのかなと思っております。

点検・メンテにつきましては、先ほど申し上げたとおり、荏原交通のほうで、通常のタクシーと同様な形で、車両は点検・メンテ、もしくは、場合によっては代替の車両もご用意いただけるということになっておりますので、その辺は安定した運用が可能かと思っております。

○中塚委員

いよいよ実証運行ということで、期待しております。

若干伺いたいのですけれども、まず、周知方法、先ほども議論がありましたけれども、昨年、建設委員会でも行政視察でたくさん学ぶことが多かったのですけれども、その中の1つが、フットワーク軽く、呼ばれたら、大小構わず、どこでも行って説明をすると、これがやはり、地味なのだけれども、確実に必要な人が使ってくれるというのでしょうか、それを私、受け止めたのです。説明では、利用者説明会、あと実証運行後もアプリ操作方法の説明会を開催とありますけれども、ぜひフットワーク軽く、規模の大小を問わず、求められたら喜んで足を運んで説明会をやっていただきたいと思うのですけれども、いかがですか。

また、この説明をするのは、課長ですか、係長ですか。フットワーク軽くということが大事だなと思っていて、課長でも係長でも職員でも、様々な職員で手分けして地域に入って、アプリの操作になってくると、本当に一対一の話になってくるので、むしろ規模が小さいほうがいいのではないかなと思うぐらいなのですけれども、説明会で説明するのは誰かということも併せて伺いたいと思います。

○櫻木地域交通政策課長

委員のご指摘のとおり、この事業、周知はとても大事なポイントだと思っております。知っていただかなければ利用につながらないということで、そのためにも周知には力を入れていきたいと思っております。

フットワーク軽くということで、私もフットワークは軽いほうだと思っておりますが、係長と手分け

して、できるだけ住民の皆さんのご要望に応えられるような形で進めていきたいと思っております。

説明会、基本的には係長、もしくは事業者と係長という形でやらせていただくと思っております。できるだけ利用を、参加していただきやすいように、例えば平日と休日、もしくは昼間と夜のような形で、少しバリエーションを変えながらやらせていただければと思っております。

○中塚委員

ぜひフットワーク軽く、どこでも飛び込んで説明をしたいと。きっと喜んで利用してくれると私は行政視察に行つて確信していますので、進めていただきたいと思います。

もう1点、これは意見だけなのですが、このAIオンデマンド交通は素晴らしいシステムだと思うのですが、私もあまりITとかパソコンとかスマホが苦手なので、より実感するのですが、**「AIオンデマンド交通」**という言葉が入ってこないのです。このように便利なシステムなのに、恐らく、私はまずそうでした。お年寄りの方で、まだガラケーを使っている方、スマホを使っているけれども**「らくらくホン」**の方とか、もしくは**「AIオンデマンド交通」**という名前も、いきなりそこに入つてこない気もするので、愛称とかをつくったりとか、この際、**「乗り合い型タクシー」**と言え、そこから入つたほうが分かりいいのではないかと、説明の中でよく工夫して、これは要望で終わりたいと思えます。

次に、もう1点、ミーティングポイントの議論がありまして、先ほど説明があつたのですが、旗の台駅前にはないのはなぜなのかなということなのですが、電車と電車の交わる場所だし、結構な乗る人も、降りる人も、乗り換える人もいる駅だと思うのですが、ぜひ旗の台駅前にミーティングポイントをつけていただきたいと思います、いかがでしょうか。

この間、警察とのやり取りで、踏切が近いとか、道路幅が厳しいとか、既に交渉したけれども難しいのだけれども、引き続き交渉していくと、何か経過があれば、併せてご説明いただきたいと思います。

○櫻木地域交通政策課長

委員のご指摘のとおり、道幅が少し狭く、また、人混みが多いというところで、基本的に交通管理者である警察は、渋滞の原因となること、事故の可能性が生じる可能性については非常に厳しく見ていただくというところで、お話はさせていただいたのですが、現時点では少し難しいような状況かとは思っております。

ただ、ご指摘のとおり、ここにあつたら非常に利便性が高いということと、障害者施設への使い勝手という形でも、旗の台駅にあると望ましいのかなと私も考えていますので、どういう形ができるのかということは考えてまいりたいと思っております。

○中塚委員

交渉したけれども難しいということでしたけれども、確かに乗り降りが多い駅だと、その分、人もいるから、逆にそこがミーティングポイントになれないという難しい現象になってしまつてはいるのですが、例えば、考え方としては、運行エリアからは離れるけれども、住所でいうと、旗の台三丁目、旗の台四丁目側にと、そこでも一定広さがあつたり、場所があつたりであれば、ミーティングポイントだけは運行エリアから離れるけれども、旗の台駅前にできるだけ近づけたいと、運行エリアから離れることは一切駄目なのか、そこは柔軟に、何とか旗の台駅前にミーティングポイントをつくるために工夫をするということなのか、そこも伺いたいと思えます。

行政視察へ行ったときも、運行エリアからは離れているけれども、とても有名なショッピングの場所があつて、そこを利用する人の希望がすごく多いから、運行エリアから離れても、そこは入れましょ

ということになった経緯も聞いたことがあるので、少しこの旗の台駅は、何とか警察との話し合いを進めるためにも、運行エリアを離れても、近くであれば柔軟に対応するというのもあっていいのかなと思うのですけれども、もう一度、ご説明いただきたいと思います。

○櫻木地域交通政策課長

現在設定している運行エリアにつきましては、様々な関係機関との調整、もしくは地域の交通事業者との調整で、こういう形であれば、運行、営業に支障がないというお話等もいただいた中で設定しているところがございますので、基本的に区としましては、広げていく、利便性を高めていくというところを目指して、交通管理者のみならず、関係する事業者等も含めて、継続的にやっていきたいとはとても思っております。

○澤田委員

私からは、3点ほどお伺いしたいのですけれども、まず1点目が、割引運賃のところ、障害者半額となっているのですけれども、こちらで一緒にサポートする、例えば障害のあるお子さん、お子さんと言っても、成人していたとしても支援が必要だったりと思うのです。そういう場合、同乗する方、サポートする方の割引はどうなっているのかということ、あとは、塾への送迎とかも、後々のというか、目的の中の1つにあると思うのですけれども、今回、午後5時までというところで、子どもだけで使うということはありませんかということ、子どもだけ、小学生とかだけで使うという場合は使えるのかということ、その場合は、保護者が例えばアプリとかで予約して、ここのポイントからここという形でやればいいのかという考え方と、あともう1点は、アプリの説明会、操作方法の説明会を行われると思うのですけれども、その中で、例えばチラシだったりとかで自宅に帰ってからも確認しながらどうだったかしらとかという、高齢の方などは、その場で教えてもらって分かったと思っても、帰って分からなくなってしまうということもあるのかもしれないのですけれども、そういうものの案内みたいなものは、おつくりになるのかということもお聞かせください。

○櫻木地域交通政策課長

まず、介助者の割引ということになるかと思いますが、そちらは地域公共交通会議の資料のほうに記載させていただいておりますが、介助者は割引対象ということで、正確に申し上げますと、「各都道府県発行の「身体障害者手帳」「療育手帳」「愛の手帳」をお持ちの方と、介護人の方（1名）は半額」という形でさせていただいております。

2点目の、いわゆる代理予約ということかと思いますが、代理予約については可能です。

3点目で、説明会等で説明するマニュアル等は、お持ち帰りいただいて、ご自身で使えるような形で説明会をできればと思っております。

○澤田委員

ありがとうございます。代理予約について確認なのですけれども、子どものための代理予約で大丈夫ということなのですかということ、あと、お持ち帰りいただく案内のものは、分かりやすく、例えば絵が対応されていたりとかという形でやっていただけたらいいなという、こちらは要望です。

○櫻木地域交通政策課長

お子様のために親御さんが予約するという事は可能なシステムになっております。

○塚本委員長

ほかにございますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後3時14分休憩

○午後3時30分再開

○塚本委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(3) 東品川海上公園におけるP a r k－P F Iの導入に向けた公募設置等計画の認定について

○塚本委員長

次に、(3)東品川海上公園におけるP a r k－P F Iの導入に向けた公募設置等計画の認定についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○大友公園課長

私からは、東品川海上公園におけるP a r k－P F I制度の導入に向けた公募設置等計画の認定について、ご説明をさせていただきます。

資料をご覧ください。

多様なニーズに対応した、より魅力ある都市公園の創出を目指し、区立公園内に民間施設を設置することで、公園が活性化することやイベントの開催など、にぎわいの創出につながることから、東品川海上公園においてP a r k－P F Iの導入を進めてきたところです。このたび、公募設置等指針に基づき、公募設置等計画を認定したのでご報告いたします。

1、認定した公募設置等計画の概要でございます。

まず、認定計画提出者は、東品川海上公園<Harbor of Harmony>共同企業体となります。代表法人は、日鉄興和不動産株式会社。構成法人は、日本体育施設株式会社、株式会社アール・アイ・エー、大日本ダイヤコンサルタント株式会社でございます。

計画概要につきましては、カラー刷りの別紙をご覧ください。

公募対象公園施設は、赤色で示す飲食施設、自動販売機、スマートごみ箱。特定公園施設は、青色で示すドッグラン、倉庫・艇庫、駐輪場、クールスポット可動式日除け、ウェルカム花壇・デッキ。利便増進施設は、緑色で示す広告掲示板となり、配置は別紙に示すとおりとなっております。

資料にお戻りください。

次に、2、選定方法でございます。

都市計画法第5条の4第1項および第2項に基づく選定委員会、選定会議を経て、公募設置等計画を認定いたしました。

選定委員会の委員長は、P a r k－P F Iの導入における実績が豊富な東京農業大学の水庭教授、委員として、社会コミュニケーション分野の専門家である立正大学の浅岡教授、また、地域の意見を反映するため、地域団体の代表者、あと、品川区職員4名の計7名で構成しております。

なお、選定委員会における選定会議は、品川区職員4名での構成となります。

資料、裏面をご覧ください。

3、選定の経緯でございます。

昨年10月18日に第1回選定委員会で、選定基準、審査項目、公募設置等指針の確認を行いました。

この結果を踏まえて、11月6日の建設委員会に公募設置等指針の公表についてご報告をし、事業者の公募を開始いたしました。

続いて、本年2月に第2回選定委員会で事業者から提出された書類により、参加資格や法令遵守の確認などの第一次審査、プレゼンテーションによる第二次審査を行い、選定会議を経て、公募設置等予定者の選定をしております。

4、選定理由でございます。

認定した公募設置等計画において実現できる内容として、認定計画提出者は、おのおのが高い専門性を有した代表法人および構成法人から構成されていることから、本公募設置等計画に基づいた事業の実施により、さらなる公園の魅力向上が期待されます。

また、水辺空間を活かした飲食施設の整備は、新たなにぎわいを創出し、地域コミュニティの活性化に貢献するもので、この飲食施設の収益を活用して、区の管理する公園として初のドッグランや水辺アクティビティの艇庫を実施するなど、東品川海上公園で得られた収益を還元した事業が可能となります。

さらに、認定計画提出者による特定公園施設の建設と効率的な維持管理は、公園の質を維持向上させると同時に、区の財政負担を軽減いたします。

選定事業者の優れた提案といたしましては、地域共創空間として収益施設を一般開放する計画であり、地域が便利に使えるよう、地域貢献に重点を置いた内容のあらわれとして評価できる提案です。

加えて、プレゼンテーションにおける質疑応答の中でも、地域の声を聞きながら計画していくという発言から、地域のことを考え、寄り添っていく姿勢を確認できております。

また、代表法人および構成法人は、豊富な実績を有しており、専門知識と経験を活かして、高品質なサービスの提供が期待できる提案でありました。

最後に、5、今後のスケジュールでございます。

本日、本委員会後に公募設置等計画の公示を行います。4月頃に基本協定、9月頃に実施協定の締結を行い、10月以降、令和8年度にかけて対象施設の整備を行い、令和8年7月頃より対象施設の運営を行う予定でございます。

○塚本委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いします。

○のだて委員

確認をさせていただきたいと思いますが、今回、公募をした際に、提案はどのくらい、何者あったのか伺いたいと思います。

今回の提案された中身では、特徴は、先ほど少し説明がありましたけれども、区としては、どの辺りを捉えていらっしゃるのかなということと、飲食施設（水辺BBQテラス）ということでもありますけれども、これはバーベキューができる施設というだけなのか、どういったものになるのかということをお伺いしたいと思います。

それと、少しそもそも論的などころになってしまいますが、資料の2、選定方法にある選定委員会と選定会議との位置づけの違い、選定会議は区の職員4名のみとなっておりますけれども、法律上そう決まっているのかどうかということも含めて伺いたいと思います。

それと、今回、提案者には公園の管理者もいるという中で、共同企業体と公園管理会社とのすみ分けがどうなるのか。共同企業体は、別紙に書いてある施設、3種類の施設を管理して、それ以外は公園の

管理会社が管理をするということなのかというところを伺いたいと思います。

○大友公園課長

5点、ご質問をいただきました。順番に説明をさせていただきたいと思います。

まず、提案事業者は何者あったかというところにつきましてなのですが、今回、提案をいただいた事業者は2者となっております。

続きまして、提案の特徴ですけれども、少し繰り返しのところもあるかもしれませんが、選定理由というところを書かせていただいているところになってございます。今回、区として、どのような公園にしていきたいかというところも、上位計画を踏まえて考えているところでございます。東品川海上公園におきましては、水辺空間の利用促進、また、地域の交流の場の居場所づくり、居心地のよい時間を過ごせるサードプレイスの創出というところを考えているところでございまして、それを実現できるという提案であった内容だと認識しているところでございます。

また、水辺テラスの活用につきましては、委員からお話いただいたとおり、バーベキューのできる施設ということになってございます。

4点目、選定会議と選定委員会の違いですけれども、選定委員会の中の1つとして選定会議を行ったというところになってございます。選定委員会の中では、第一次審査、第二次審査を行った結果を踏まえて、選定会議で事業者を選出したというところになってございます。

5点目ですけれども、公園管理者、企業体のすみ分けですけれども、今回、この事業者の中にも、公園を管理する業者が構成法人として入っているところでございます。この構成法人につきましては、公園の部分、今回、特定公園施設等々で整備するところの公園部分の管理になってございます。

また、その他として、協力法人等々で、飲食とか物販の事業者などなど、今後、選定をしていくとお聞きしているところでございます。

○のだて委員

提案は2者あったということで、今回の提案の優れていた部分、選定理由のところなのかもしれませんが、その辺を伺いたいのと、あと、選定会議が選定委員会の中の会議だというお話だったので、そこを学識経験者など、地域団体の方も外して選定をするというのは、どういうことなのか。そういう仕組み、法律上、そうしなければいけないのか、選定委員会で選定をしていくことはできないのか伺いたいと思います。

それと、公園管理会社のすみ分けのところは、管理の責任というか、そういったところが、実際、この公園全体を管理している日本体育施設株式会社があって、ほかの施設は、ほかのところは管理するのかどうか、共同企業体としての管理と、日本体育施設株式会社の管理との違い、そもそもの公園の管理とのすみ分けが必要かどうかというところもあると思うのですが、その責任の所在という話になってくると、一定、区分が必要かと思うのですが、そのところの考え方を伺いたいと思います。

○大友公園課長

2者のうち、今回選定された事業者の優れていた点ですけれども、まず、選定されたところにおきましてですが、応募は2者からありました。というところなのですが、そのうちの1者、選定されなかった側事業者ですが、こちらの事業者については、選定委員会の第一次審査において、財務諸表が公募設置等指針で規定する5段階評価において3以上であることという規定に満たなかったというところがございます。こちらについては20年間という安定した事業が実施できるかを審査するために基準

を設けたものでございまして、そのため二次審査の対象は、認定計画提出者である東品川海上公園の Harbor of Harmony共同企業体の1者となっているところでございます。

2点目のご質問ですけれども、選定委員会について、設置をしてやっていくというところの有識者を入れるところについては法律で決まっているところでございます。意見を聞いて設定するとなっているところなのですけれども、それと選定会議を分けてやらなくてはならないというところまでは書いていないところでございます。選定委員会の結果を踏まえて区が決定したというところになっておりまして、選定委員会の意見を踏まえて選定したというところになってございます。

3点目ですけれども、先ほどの説明をもう少し細かくすればよかったところがあるのですけれども、東品川海上公園全体の公園は、先ほど会社名も出しましたが、日本体育施設が全体を管理しているというところになってございます。今回、公募対象公園施設であったり、特定公園施設であったりの提案があった部分については、この提案をいただいた選定した事業者が管理する形になります。

具体的には、公募対象公園施設については日鉄興和不動産、特定公園施設につきましては日本体育施設というすみ分けになっているところで把握をしているところでございます。

○のだて委員

2者応募があったうちの1者になってしまったというところは、よりよいものにしていくという意味では、少し残念かなというふうに思います。

それで、選定委員会のところでは、選定会議を別でやらなければいけないという法律はないということですか。選定委員会そのまま、学識経験者、あるいは地域団体の代表者の方も含めて選定していくということができないのかなというふうに思ったのですが、そこの仕組み上のことを伺いたいと思います。

それと併せて、今回、施設をいろいろつくるということで、新しくつくるのは、飲食施設と自販機になるのですか。あとは可動式のクールスポットというものもありますけれども、こうした固定されるところの面積が公園の何%に当たるのかということをお伺いしたいのと、今回この建物を造っていく仕様は、区の基準にならなくてやっていくということになるのか伺います。

選定理由のところ、地域の声も聞きながらということが書いてあったと思うのですが、その地域の声を聞く仕組みは、どういう提案がされたのか伺いたいと思います。

○大友公園課長

4点、ご質問をいただきました。

まず、選定委員会や有識者の意見等々、そのまま決定することはできなかったのかというところなのですけれども、こちらにつきましては、先ほどお話しさせていただいた都市公園法第5条の4の第4項で書いているところなのでけれども、公園管理者、設置予定者を選定しようとするときには、あらかじめ学識経験者の意見を聞かなければならないということで、今回、あらかじめ聞いたというところで、区として、選定はそれをもってしたというところになってございます。

続いて、飲食施設等の面積ですけれども、こちらは4点目の質問とつながってくるのですけれども、地域の声を踏まえて、今回提案いただいているドッグランの面積であったり、艇庫の面積であったりは、これからの調整になるかと思っております。現在、言っている中では、建物の面積になると思うのですけれども、この建物の面積、基本的には、占有面積約250㎡の占有を考えているというところで計画が出ているところでございます。

また、4点目、地域の声を聞く仕組みですけれども、今回、認定するところは、提案をいただいた計

画をまずは認定するというところがございますけれども、今後、地域団体、また区の意見等、そのまま実施するという形ではなくて、ここからまた地域から話を聞いていく予定でございます。その後、スケジュールといたしまして、その意見を反映させた実施協定を結び工事に着手するというところで、この間でも一定期間をとっているというところがございます。

○のだて委員

最後の意見を聞く仕組みなのですが、いろいろ期間もとったりしてやられているということで、しっかり地域の意見が反映されるように、担保される仕組みをつくるようにしていただきたいというふうに思います。やはり住民の憩いの場にもなります公園ですので、地域住民の意見が反映された、また、利用しやすい、愛されるような公園にしていくことが必要だと思いますので、そこをお願いしたいと要望しておきます。

○中塚委員

計画概要を伺いましたが、品川区も初めてとなるP a r k－P F I 公募設置管理制度ということだと思います。

この計画は、何年間という期限が決められていて、指定管理者制度みたいに、3年とか、5年とか、10年とかで、また選び直すというか、公募し直すというか、継続になったりとか、制度によりいろいろルールが指定管理者の場合はありますけれども、この場合は、この計画で、この事業所ですつといくというものなのか、それとも何年間と決められていて、何か仕組みがあって、そこでまた評価なり判断なりがあるのか、不勉強で申し訳ないのですけれども、そこをご説明いただきたいといます。

2点目は、こういう計画をつくるということで資料も示されておりますけれども、既存の植栽、木の伐採はあるのか、どの程度なのか、そこをご説明いただきたいといます。

3点目ですけれども、先ほどの質疑で地域の声を聞く仕組みはという質問で、今後も意見を反映させていく期間を設けていくという説明がありましたけれども、仕組みとしては、どういう形があるのか、それともないのか、そこが答弁で分からなかったのです。周辺住民の方々、公園を利用されている方々の声が、オープンまでの間に計画に反映し、オープン後も反映する仕組みはないのか、あるのであれば、「いやいや、問合せに対して答えますよ」という程度なのか、例えば、説明会みたいなものを開いて意見を伺うのか、その仕組みというところを改めてご説明いただきたいといます。

○大友公園課長

3点、ご質問をいただきました。

まず1点目、計画の期間をお答えさせていただきたいといます。

今回の計画の期間、公募設置等計画の認定有効期間は、最大20年間という形になってございます。こちらにつきましては、通常、設置管理許可制度では最長10年間でありまして、この公募設置管理制度、P a r k－P F I の制度では、有効期間が最長20年とされておりまして、公園管理者は、更新申請に対して20年間許可を与えなければならなくなっているところがございます。

続きまして、既存の木の伐採でございます。

こちらについてですけれども、建物を建てる予定のところに、樹木があるという状況になってございます。そちらの樹木の位置等々を含みで、できるだけ伐採するところが少なくなるよう、また、移設等ができないかについて、詳細の協議をこれから進めるという形になっているところがございます。

3点目、仕組みでございますけれども、この後、基本協定ということで、この計画の中身で協定を結ぶという形になってございます。その後、地域団体等との調整期間を踏まえた後、その前に、一定、地

域団体との実施内容がまとまった段で、本委員会および地域に説明させていただくという予定になってございます。説明をさせていただいて、その意見も反映したもので実施協定の締結をして工事に着手するというところで反映する仕組みをとっているところでございます。

○中塚委員

ありがとうございました。20年ということで、制度上の質問です。なぜかという、これから始まるというときに、「なんだ、20年後のことを聞くのかよ」と言われるかもしれないけれども、20年後はどういうふうに、一からやり直すのか、それとも、この制度そのものの、そもそも論から、20年後ですから、20年後はどうなるのかという仕組みだけご説明ください。

それと、地域の声を聞く仕組みのところですけども、いろいろ地域団体や地域の説明会もやって、それを踏まえた協定を結んでいくというお話でしたけれども、つまりは、オープンに向けて地域団体や住民の方々の声を聞いて計画に反映させると。オープン後も、特に公園は、オープンしてから利用勝手がより具体的に分かったり、こんなに人気だった、ここは意外と、思っていたものとは違う使われ方をしているということが、公園の場合、よくあるケースだと私は思うのですけれども、オープンまでの期間と、オープン後も含めて、周辺住民の方々、公園利用者の声をしっかり聞いていただきたいと思うのですけれども、最後に、いかがでしょうか。

○大友公園課長

2点、ご質問をいただきました。

まず、20年後はどうなるのかというところなのですけれども、今回の設置管理許可期間20年の中には、公募対象公園施設等の設置だけではなくて、撤去や原状回復の期間も含まれております。したがって、基本的には、原状回復をして20年を終えるという状況になります。

2点目ですけども、地域の声をというところにつきましては、要望として受け止めさせていただきまして、今後、よりよい公園づくり、維持管理等に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○澤田委員

少し確認させていただきたいのですけれども、東品川海上公園なのですけれども、公園のトイレに、おむつ替え台はあったかなということを教えていただきたいのですけれども。

○大友公園課長

設置されております。

○澤田委員

今度、バーベキューテラスのほうに、もしトイレなどが、室内にも、屋内にもできるような形であれば、このイメージの写真だと建物になっているので、例えば、その中にトイレなどができるということであれば、大きな公園ですので、おむつ替え台とか授乳スペースなど、やはりあると便利なのかなということがありますし、出先で困っているお母さんもよく見かけるので、事業者の方に提案してみるとかということもありなのかなというところでお伺いしていました。

○大友公園課長

現在いただいている提案、計画という中においてなのですけれども、建物、外からも、中からも利用できるトイレという形で考えているというところでございます。

しかしながら、実際にどのような設備というところまでの踏み込んだご提案はないので、これからの調整の参考にさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○澤田委員

ありがとうございます。女性のトイレだけではなく、男性のトイレにも、おむつ替え台があるところも今は多いので、ぜひそちらもお願いしたいと思っております。

もう1点ですけれども、次は、自販機のエリアがあると思うのですが、これからどのようなものが入るか決まっていくのかと思うのですが、例えば、車椅子の方が使いやすいように、お釣りをとれるところが低く設定されるものだったりとか、お子さんもそれだととりやすいです。また、最近、キャッシュレス決済も多いですけれども、そういうものもあつたり、点字を添えたり、英語表記があつたりなど、多様な方に対応した自販機を入れていただけると望ましいのかなと思います。ほかにも、先ほどの話につながるのですが、子育て支援販売機として、おむつなどの販売機も、今いろいろなところに置かれ始めていますけれども、そういうものもいいのではないかなと思うのですが、その辺の考え方をお聞かせください。

○大友公園課長

現在いただいている提案で、まだ詳細ではないのですが、自動販売機につきましては、3台の設置予定というところで計画しているところでございます。こちらの利用につきましては、今、委員からご紹介いただいたような、障害者の利用しやすい視点なども踏まえて、事業者と調整をさせていただこうと考えております。

現在いただいている提案を少しお話しさせていただきますと、先ほど委員からお話いただいたおむつなど購入可能なものというところだったのでございますけれども、そちらについては、公園利用者のニーズに応じて、おむつなども検討していくというような記載が現状はあるところでございます。

○横山委員

ご説明ありがとうございました。少し細かい質問になってしまうのですが、少し分からないところがありますので、イメージを教えてくださいなと思ひまして。

まず、可動式日除け、こちらはテントみたいな感じになっているのでしょうか。その辺りのイメージ、どのような形なのかということをお聞かせください。

あと、スマートごみ箱というものも、こういったもので、こういったごみを想定しているのか。また、その効果はどのように考えているのかということをお聞かせくださいなと思ひます。

また、事業者の優れた提案である評価として、これまでの実績が豊富だというお話なのですが、具体的にこういった公園であったり、こういったことをされてきたという部分を区として捉えていらっしゃるのかということをお聞かせくださいなと思ひます。

また、私、お花がすごく大好きで、東品川海上公園のお花の部分があると思うのですが、こちらは、ウェルカム花壇と、その他のエリアのお花の調和といいますか、その辺り、既存の部分とどういった形でやっていくのかということが分かりましたら教えてください。

○大友公園課長

まず、可動式日除けにつきましては、タープといわれるものを想定していると提案を受けているところでございます。タープの下に、ベンチであったり、テーブルであったりの設置を検討しているところでございます。

また、スマートごみ箱ですけれども、通信機能を有したごみ箱というところで、その通信機能でごみの状況を把握して、効率的なごみ回収を実現するごみ箱というところで、あふれないようにするというところを踏まえ、きれいな公園を維持するという効果があるとお聞きしております。

続いて、花壇ですが、花壇におきましては、今回、日本体育施設株式会社のほうで、この東品川海上

公園全体を管理しております、さらに、その中でガーデナーという方に入っていていただいて、花等々の統一性を持って、かなり私は好きなのですけれども、すてきなガーデンになっていると思います。

それと、今回、ウェルカム花壇につきましては、同じ会社、同じところでいくとお聞きしておりますので、調和という点では、一括でやっていく形になるのかなというところで理解しているところでございます。

また、各事業者の実績というところにおいてなのですけれども、実績を有しているという視点といたしまして、まず、今回、参画している事業者でアール・アイ・エーという会社と、大日本ダイヤコンサルタントという会社が構成法人として入っております。どちらも数多くのP a r k - P F Iの実績がございます、その実績が都内の公園でも多々あるというところで評価をさせていただいているところでございます。

○横山委員

ご説明ありがとうございました。私もガーデナーのお花はすごくすてきで、いつもとても癒やされているところです。ぜひ調和させた形で、さらに魅力アップにつなげていただけたらというふうに思っております。

ごみ箱については、これ、ドッグランの近くなので、そういういろいろなごみも出るのかなですとか、なるべく早めに効率的にごみを回収していくみたいな形で運用されていくのかなというふうに少し思ったのですけれども、また、P a r k - P F Iを都内で多数実績があるということで、私、期待しておりますので、ぜひ進めていただきたいというふうに思っております。

○つる委員

共同企業体の名前なのですが、これは、企業が、代表とか構成法人のほうであった名前なのか。教えてください。

○大友公園課長

この企業体の名前についてですけれども、事業者側から、このような企業体名でというところでの提案があって、応募がこの事業名であったというところでございます。

○つる委員

多分、企業名とかの類似とか著作権だとか、いろいろ商品に既に使われているとか、いろいろあるのだと思うのですけれども、その辺は、これだけの大きな企業ですから、当然チェックして、クリアして、この名前というふうになっていると思うのですけれども、その辺りも含めて教えてください。

○大友公園課長

名前といたしましては、「東品川海上公園<Harbor of Harmony>共同企業体」という名前での申請なのですけれども、区として、ほかの名称等とかぶっているかどうかというところにおきましては、全体を通してはかぶっていないと認識しております。

しかしながら、「ハーバー (H a r b o r)」とか「ハーモニー (H a r m o n y)」というのはよくあるような名前、単語ではあるので、一部活用されているところはあるのかもしれないのですけれども、大丈夫なものとして認識は当然しております。

○つる委員

当然、単語を1つ1つとっていくと、それはいくらかでもあると思うのですけれども、「東品川海上公園」という冠があつての<Harbor of Harmony>となっているので、そこは当然クリアするのかなと、単体で見たときには、商品名とかがあるのかなという理解をしていると思うので、その辺、せっかくだ

いすてきな表現だと思うのですけれども、大丈夫なところはチェックが必要なのかなと思いました。

あと、先ほど質疑がいろいろありましたけれども、自販機とかごみ箱でアート、それから既設トイレ、外装アートとかあるのですが、この辺はもう既に質疑があったか、もしくは、過去に何かあったかどうか記憶がないのですけれども、ここで言うところの「アート」というのは、どういうものなのかなと。

先ほど、IoTのごみ箱の話がありましたけれども、そこは外面というのか、周りを広告だったり、いろいろ自治体の特徴の絵とかを付けたりということがあるのだと思うのですけれども、この辺の考え方を教えてください。

○大友公園課長

1点目は質問ではなかったかと思うのですけれども、少し補足として話をさせていただきます。

<Harbor of Harmony>というところなのでは、<Harbor of Harmony>、こちらの事業者からの提案につきましては、ハーバーというところで、水辺を活かして、ハーモニー、調和というところで、地域共創を掛けた名前というところでご提案でした。

2点目のご質問ですけれども、アートですけれども、こちらは、アートというところで、天王洲はアートを進めている地域として様々なアートの取組があるかと思えます。そちらの拡大ではないですけれども、こちらについても、そのアートを見に来る人が足を伸ばしていただけるようなアートを、自動販売機であったり、ごみ箱であったりということにもラッピングすることで、地域まちづくりに貢献したいというところで提案があったということになってございます。

○つる委員

そうすると、今のアートのところは、具体的に、絵とか、そういうものは、共同企業体のほうからの提案というふうになるのでしょうか。全体としてのというのは、このエリアは、今、答弁があったようなことだと思うのですけれども、どういう絵とか、公園とか、立地とか、目的とか、それにかなう、あとは、ずっと絵が変わらないのかとか、変わるのか。あとは、直近で言うと、品川区の新たなアートの採用があったかと思うのですが、その辺との関連も含めて教えてください。

○大友公園課長

具体的な提案内容について簡単にご説明させていただければと思います。

こちらは、既存のトイレであったり、自動販売機であったり、ごみ箱であったり、アートラッピングというものの、全体的なラッピングを行うということでご提案をいただいております。それをすることによって、本公園内に彩りを取り入れるということで、アートを起点とした品川天王洲エリアの回遊性を高めるということで来客につなげたいというところ です。

具体的なアート作品、どういうものかというところにおいては、国内外に知的障害のある作家とライセンス契約を結んでいるヘラルボニーという、今回、都市ブランディングのほうでもマークとして採用されているかと思うのですけれども、そちらを起用したアートをラッピングしたいということでご提案をいただいております。

○塚本委員長

ほかにご発言はございませんか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(4) 下水道管老朽化対策事業（再構築事業）について

○塚本委員長

次に、(4)下水道管老朽化対策事業（再構築事業）についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○関根河川下水道課長

私からは、下水道管老朽化対策事業（再構築事業）について、ご説明をさせていただきます。

資料をご覧ください。

なお、本件につきましては、本日の総務委員会におきまして、工事請負契約に係る案件として報告をされております。関連して、当委員会に工事内容などを報告するものでございます。

まず、目的でございます。

本事業は、目黒川の左岸部、言わば北側のエリアにおきまして、下水道管の老朽化に伴う道路陥没の防止と雨水の排除能力の増強を図ることを目的として実施しております。

なお、本事業は、東京都下水道局から受託して行う事業となっております。

次に、工事箇所です。

中央の案内図をご覧ください。

まず1件目、品川区東五反田一丁目、北品川三丁目付近再構築工事の工期および対象範囲となります。続きまして、裏面をご覧ください。

2件目の工事、品川区北品川二丁目付近再構築工事の工期および対象範囲となっております。

最後に、施工方法でございます。

工事につきましては、3番、施工方法の下段にある写真のように、既設の下水道管の内面、写真でいうと左下のものを、内面を樹脂材等で被覆・補強する「管きょ更生工法」という工法で実施いたします。施工後が右の写真のような形で、樹脂材で内面がまかれているような状況になってございます。

また、下水道管に水を取り込むための小規模な取付管と呼ばれるものにつきましては、一部道路を掘って管きょを入れ替える開削工法で実施いたします。

○塚本委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

○のだて委員

今回、老朽化対策で、強化、流す能力を増やすということでやられるということで、やはり水道管の老朽化対策、耐震化が急がれるところだと思うのですけれども、今回のものを含めて、必要な延長に対して何%ぐらいできることになるのか伺いたいと思います。

老朽化対策と耐震化をぜひスピードアップして進めていただきたいと思うのですけれども、どうやると早く進められるかということ、何か方策はないのかなと思うのですけれども、伺いたいと思います。

あと、開削工法で一部やるということでしたけれども、今回の路線でいくと、何mぐらいになるのか、分かれば伺いたいと思います。

○関根河川下水道課長

3点、ご質問いただいたかと思えます。

まず、今回の工事において、どの程度老朽化対策に寄与するのかということでございます。

まず、現在、東京都の下水道局において、特に整備年代が古いところを優先して再構築工事を実施しておりまして、その中で品川区におきましては、目黒川の北側の約300haが現在対象となっております。

今回の工事に限ってお話をいたしますと、資料の表面、裏面にあるとおり、対象流域がその範囲になってございますけれども、おおむねクリーム色で書かれたところ、合計しますと、4 h a ぐらい、300分の4という形になりまして、これは今回の工事単独で言いますと、そのぐらいの寄与率にはなってございますけれども、区といたしましては、平成25年より東京都下水道局から受託をしてこの事業を進めてきております。昨年度までで、累計として、約55 h a の面積を実施してきておりますので、今回の工事と合わせますと、約60 h a というところで、300分の60ということで、5分の1程度という形になります。

また、東京都下水道局自体も、品川区への委託ではなくて、下水道局自体で行っている工事もございますので、それも合わせますと、5割ぐらいが、現在、完了しているという状況になってございます。

2点目のどうしたら早く進むのかという点についてのご質問でございます。

ここからさらにスピードアップというところ、なかなか難しいところもございますけれども、やはりスピードアップの方策としましては、今回の工事でも採用しております管きょ更生工法というものが、1つ、やはり大きいかと考えております。こちらは、基本的に地面を掘らずに進めていける工事になっておりますので、地上への影響が非常に少ない、効率的に工事を進めていけるというものになっておりますので、引き続きこうした工法を活用していくということが1つ考えられるかと考えております。

また、最後にご質問いただきました開削工法で行う工事について、どの程度の延長なのかといったご質問があったかと思えます。

そちらにつきましては、今回、一部地面を掘る開削工法で考えているのが、下水道のいわゆる本管ということではなくて、各お宅から下水道が出てきて、道路上の下水道管につながる場所までの取付管と呼ばれる小規模な管でございます。延長ということではあらわしていませんけれども、箇所数としては、1件目の東五反田一丁目、北品川三丁目の工事におきましては、40か所程度、北品川二丁目の工事につきましては、60か所程度の開削工法の採用を予定しております。

○のだて委員

今、全体で都のものも含めて5割ぐらい完了しているということで、区のところで見ると、平成25年からですから11年、12年で5割と考えたら、さらに、その倍がかかるということになるので、ぜひこれは早く進めていただきたいなということで、管きょ更生工法がいいのではないかというお話だったので、そういうことも含めて、ぜひ東京都とも連携しながら速やかにスピードアップして進められるようにしていただきたいと要望しておきます。

○中塚委員

やはり八潮市であれだけの大規模な事故が発生し、2か月たっても運転手の救助が、残念ながら、現場は必死に対応しているとは思いますが、運転手の救助が進んでいないというところで、本当に衝撃的な事故が起きました。それだけに区民の不安も、とても不安だということです。それだけに、こういう事業は敏感になるといいますか、少し質問したいのですけれども、東京都下水道局からの受託事業ということなので、東京都の意思が強いのだと思うのです。少し質問させていただきます。

まず、工事概要で、1つが、なぜここなのかということと、陥没の防止にどれぐらい効果があるのか、その2点を伺いたいと思います。

まず、なぜここがですけれども、対象路線の選定の方法とといいますか、理由とといいますか、やはり不安感から考えると、危険な箇所からやっているのか。いや、危険な箇所はまだ少し、実はより難しく、まだ追いついていないというか、その辺をご説明ください。

つまり、選定路線の選定や、その方法や理由、危険箇所からやっているということなのか、状況を伺います。

それで、陥没の防止にどれくらい役立つのかということですが、今回のこの地上には影響のない施工方法だと、恐らく水漏れは大分防げるのかなど。その管自体に膜を張るとなると、その管に流れる下水がどこかでひびがあって水漏れがしていたとしても、全体を覆ってしまうから、水漏れは大分防げるのかなと思うのと、強度も増すのかなとは思いますが、やはり陥没の防止にどれくらいの効果がこれであるのか、排水能力の状況、これは分かる、滑りやすくなるから、これは分かりやすいですけれども、やはり住民の不安も強いだけに、なぜここが選ばれたのか、陥没の防止にどれくらいの効果があるのか、ご説明いただきたいと思います。

○関根河川下水道課長

2点のご質問をいただきました。

まず、なぜここが選ばれたのか。また、どういう順番で工事をやっているのかというご質問かと思えます。

工事の順番ですとか場所につきましては、いろいろな要素が複合して決定してございますが、1点は、平成25年度から順次進めておりますので、ある程度終わってきて、残っているところについて、例えば、ほかの工事も競合していたりもしますので、そういった工事の競合などを踏まえて決めているということが1点ございます。

また、もちろん老朽化対策でございますので、どのくらい経過年数がたっているか、そういったところも踏まえております。

さらには、あまり大規模、一遍に大きな工事にしてしまいますと、やはり工事の影響等も大きくなりますので、そういったところも踏まえて、工事の場所ですとか、範囲ですとか、そういったところを決定して、順次、計画的に行っているところでございます。

また、2点目の陥没の防止にどのくらいの効果があるかという点でございます。

こちらにつきましては、先ほど写真でご説明させていただいた中に、被覆・補強するというものですが、こちらにつきましては、膜を覆うというイメージよりは、実際に中に入るものにつきましては、新しい管と同等程度の強度があるものを採用してございますので、委員のご指摘のあった水漏れはもちろん、陥没防止にも大きな寄与を果たすものと考えてございます。

○中塚委員

ご説明ありがとうございました。やはり八潮市の大きな事故が続いているだけに、別の場でも言いましたけれども、区民は、品川区内はどうかという目で様々見ているわけです。なので、今のご説明も含めて、区の広報誌だと、いろいろなスペースもあるし、東京都の下水道局も広報しているとは思いますが、いずれにしても、区民に今こういう取組をここまでやっていますよと。もちろん工事に絶対安全はないのだけれども、こういう問題意識で、こういう工事がここまで進んでいますよという区民への周知、またはホームページでは、より丁寧な周知ができると思うので、事故を受けての品川区の取組の進捗状況を広報紙や区のホームページで丁寧にお知らせしていくということが大事な時期だと思いますので、最後に、その点だけお考えを伺いたいと思います。

○関根河川下水道課長

委員のご指摘のとおり、地域の皆様等に、この事業の重要性を知っていただくということは非常に重要なことだというふうに考えてございます。

実際に事業実施主体である東京都下水道局とも連携をしながら、こういった周知をさせていただくことがいいのか。例えば、工事の中でも、地元の方につきましては、工事することだけではなくて、工事の目的ですとか、こういったものでやるのかということも含めて、チラシというか、ビラというか、そういった形での周知等も考えておりますので、それ以外もこういったことができるかは検討していきたいと考えております。

○横山委員

ご説明ありがとうございます。私からは1点、質問させていただきたいのですけれども、先ほどの質疑の中で、新しい管と同等というお話がありましたけれども、こちらの管きょ更生工法を行いますと、どのくらい寿命が延びるのでしょうか。耐用年数等をどのように、区として、東京都として考えていらっしゃるのかということが分かれば教えてください。

○関根河川下水道課長

耐用年数につきましてですけれども、東京都下水道局のほうでは、新しい管については、これまで50年を耐用年数として考えていたものを、適切に補修等を行って延命化させて、トータルでのコストを減らして効率的に老朽化対策をしていこうという形の考え方をとってございますので、今回、管きょ更生工法で新しくなる管につきましても、同じような考え方で、必要に応じて適切に補修等を行って、50年以上、具体的には80年程度を目標としていたかと思っておりますけれども、活用していくという形になろうかと考えてございます。

○横山委員

ありがとうございます。そういった形で適切に更新していただいて、また、様々な事件であったりですとか、あとは水道管だけではなくて、地盤の状況であったりですとか、そういった地域の様子ですとか、そういったところも関わってくるかと思えます。東京都のほうでも、ある一定、調査ですとか様々していただいているとは思っておりますけれども、区と都で情報連携をしていただきながら、耐用年数にかかわらず、しっかりと点検ですとかメンテナンス、情報共有、ぜひお願いしていただきたいと思っておりますので、要望で終わらせていただきます。

○塚本委員長

ほかにご発言等ございますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

4 その他

○塚本委員長

次に、予定表4のその他を議題に供します。

その他で何かございますか。

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これをもって、建設委員会を閉会いたします。

○午後4時27分閉会